

(写)

人委第100号

平成24年10月2日

三重県議会議長 山本 教和 様

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県人事委員会

委員長 飯田 俊司

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事行政について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1	報告	1
第1	職員の給与に関する報告	1
I	職員の給与を決定する諸条件等	1
1	職員の給与	1
2	民間従業員の給与等の調査	2
3	職員の給与と民間従業員の給与との比較	3
4	物価及び生計費等	5
5	国家公務員の給与に関する人事院勧告等	5
II	職員の給与に関する見解	8
1	本年の民間給与との較差に基づく給与改定	8
2	給与制度の改正等	9
3	勤務実績の給与への反映	10
第2	人事行政に関する報告	11
1	公務員制度改革に関する状況	11
2	高齢期の雇用問題	12
3	人材の確保・育成	14
4	総勤務時間の縮減	14
5	男女共同参画社会の実現への取組	15
6	健康対策の推進	16
7	公務員倫理の確保	17
第3	勧告実施にあたって	20
別紙第2	勧告	21

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきました。その概要は、次のとおりです。

第1 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成24年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教員等を含めた職員の数は、21,292人（再任用職員を除くと（以下「同」という。）21,220人）でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等10種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、408,086円（同408,480円）でした。なお、現在職員に対して副知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による給与の減額措置（以下「減額措置」という。）が実施されているところですが、減額措置後の平均給与月額は、395,043円（同395,422円）でした。

また、公民比較の基となる行政職給料表の適用を受けている者は、4,984人（同4,972人）であり、その平均給与月額は、391,336円（平均年齢43.2歳）（同391,641円（平均年齢43.2歳））でした。なお、減額措置後の平均給与月額は、378,051円（同378,343円）でした。

（注）再任用職員には、短時間勤務の者は含まれていない。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「平成 24 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、対象となった 707 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって 147 事業所を抽出し実施しました。調査に当たっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22 職種 5,439 人）に対して、本年 4 月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における春季給与改定状況、雇用調整の実施状況等について実地により、詳細に調査を行いました。併せて、研究員、医師等（56 職種 884 人）についても、同様の調査を行いました。

(2) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりでした。

ア 本年の給与改定の状況

(ア) 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般従業員で見ると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 67.3%と昨年(64.4%)に比べ若干増加していました。

また、ベースアップを実施した事業所の割合は 9.1%とほぼ昨年(9.5%)と同様であり、ベースアップを中止するなどの給与抑制措置を実施している事業所の割合は 23.6%と昨年(26.1%)に比べ若干減少していました。

さらに、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 84.8%となっており、昨年(83.8%)に比べ若干増加していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第 20 表、第 21 表 参照)

(イ) 初任給の状況

初任給の状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 24.0%、高校卒では 20.3%となっており、そのうち大学卒で 79.2%、高校卒で 86.8%の事業所で、初任給は据置きとなっていました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第 15 表 参照)

イ 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況をみると、本年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は23.4%となっており、昨年(40.4%)に比べ減少していました。雇用調整を実施した事業所の措置内容を多い順にみると、残業の規制を行った事業所が9.9%、採用の停止・抑制を行った事業所が7.5%、部門の整理閉鎖・部門間の配転を行った事業所が6.4%、転籍を行った事業所が4.7%となっていました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第19表 参照)

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

ア 公民給与の較差

「平成24年人事統計調査」及び「平成24年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあってはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行った上で、その較差を算出しました。

民間従業員の給与と比較する職員の給与については、人事委員会勧告制度に基づく本来支給されるべき職員の給与水準を基に比較することが適切であることから、減額措置前の職員の給与を基準として比較を行いました。その結果、次表に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均48円下回っていました。

なお、減額措置後の職員の給与を基準として比較を行うと、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均13,432円下回っていました。

(参考資料 III 公民比較関係資料 参照)

公民給与の較差

区 分	減額措置前	(参考) 減額措置後
民間従業員の給与 (A)	393,871 円	393,871 円
職員(行政職)の給与 (B)	393,823 円	380,439 円
較 差 (A) (B)	48 円 (0.01%)	13,432 円 (3.53%)

- (注) 1. (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当(時間外勤務手当)等の「所定外給与」を除いたものです。
2. (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者4,972人(再任用職員を除く)から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた4,919人です。

イ 民間事業所における諸手当の状況

(ア) 扶養(家族)手当

扶養(家族)手当の平均支給月額、配偶者のみの場合は13,520円、配偶者と子2人の場合は25,032円となっており、職員の現行支給月額とおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

(イ) 住居(住宅)手当

住居(住宅)手当の支給状況は、借家・借間居住者に対して手当を支給している民間事業所における最高支給月額の中位階層は、27,000円以上28,000円未満となっており、職員の現行支給月額とおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第17表 参照)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額の3.96月分に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間支給月数(3.95月)とおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第18表 参照)

4 物価及び生計費等

総務省統計局及び県統計課による本年4月における消費者物価指数は、昨年4月に比べると全国では0.4%上昇し、津市では0.8%上昇していました。なお、県内5市（津市、松阪市、桑名市、伊賀市、尾鷲市）の平均についてみると、0.9%上昇していました。

本年4月における勤労者世帯の消費支出（総務省統計局の家計調査）は、昨年4月に比べ全国で名目4.4%の増加、津市で名目4.9%の減少となりました。また、本委員会が家計調査を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ188,740円、215,200円及び241,650円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査（パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上）」（県統計課）によれば、本年4月の「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ2.4%増加していました。

本年4月の三重県の有効求人倍率（三重労働局）は、昨年4月を0.24ポイント上回る0.94倍（全国0.79倍（厚生労働省））となっており、また本年4～6月期の三重県の完全失業率（モデル推計値、総務省統計局）は、昨年同期を0.1ポイント下回る3.6%（全国4.6%）でした。

〔	参考資料	IV生計費関係資料	参照〕
		V労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与に関する人事院勧告等

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

（1）民間給与との較差に基づく給与改定

本年4月時点で、民間給与との比較を行った結果、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下「給与改定・臨時特例法」という。）に基づく給与減額支給措置による減額前の公務員給与は民間給与を273円（0.07%）上回っていること、また給与減額支給措置による減額後の公務員給与は民間給与を28,610円（7.67%）下回っていることが判明したが、以下の諸事情を踏まえ、月例給の改定は行わない。

- ① 従来、官民給与の較差が小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定を行うことが困難な場合には、月例給の改定を見送っていること。
- ② 給与減額支給措置による減額後の公務員給与は民間給与を 7.67% 下回っていること、この措置は民間準拠による給与水準の改定とは別に東日本大震災という未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案する必要があること。

また、特別給についても、公務員の期末・勤勉手当の支給月数(3.95月)は、民間の支給割合(3.94月)と均衡しており、以下の諸事情を踏まえ、改定を行わない。

- ① 支給月数の改定は、従来より 0.05 月単位で実施していること。
- ② 期末・勤勉手当についても給与減額支給措置の対象となっているが、この措置は、前記のとおり、民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成 25 年度末までの間、臨時特例として行われていることを勘案する必要があること。

(2) 給与制度の改正等

ア 昇給・昇格制度の改正

官民の給与水準は、本院の勧告を通じて全体として均衡させているものの、50歳台後半層において、官民の給与差が相当程度存在しており、給与構造改革における経過措置の廃止後も官民の給与差は相当程度残ることが想定される。世代間の給与配分を適正化する観点から、50歳台後半層における給与水準の上昇をより抑える方向で、昇給・昇格制度の改正を行う。

昇給制度については、55歳を超える職員(行政職俸給表(二)及び医療職俸給表(一)は57歳を超える職員)は、標準の勤務成績では昇給しないこととし(現行は2号俸)、特に良好の場合には1号俸(現行は3号俸)、極めて良好の場合には2号俸以上(現行は4号俸以上)の昇給に、それぞれ抑制する。

また、昇格制度については、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減する。

昇給・昇格制度の改正は、平成25年1月1日から実施するとともに、今後とも、民間賃金の動向を踏まえ、毎年の給与改定における措置など、必要な対応について検討を進める。

イ 給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応

給与改定・臨時特例法に基づく平成25年4月1日の昇給回復は、同日において31歳以上38歳未満の職員を対象とし、昇給抑制を受けた回数等を考慮し、最大1号俸上位の号俸とする。

ウ 産業構造、組織形態の変化等への対応

官民の給与比較の対象としている事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられる産業については、これまで調査効率の観点から調査対象としていないが、製造業の占める割合が減少するなど、民間の産業構造に変化が見られることから、現在対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加する。

また、民間企業における組織のフラット化等への対応については、来年度から措置することを念頭に、有識者等の意見も聴取しつつ、調査対象職種の拡大や官民の給与比較を行う際の職種の対応関係の在り方等について検討を進めていく。

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりですが、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有するものであり、職員の給与水準を民間従業員の給与水準と均衡させることを基本にしています。労使交渉によってその時々々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間従業員の給与水準に合わせて職員の給与を決定するという方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与を社会一般の情勢に適応させることを基本として、国や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しながら、民間従業員の給与水準との均衡を図るよう勧告及び報告を行っています。

本年は、東日本大震災からの復興需要やエコカー補助金等の政策効果を背景として、景気は緩やかに持ち直しており、雇用も改善の動きが続いているものの、欧州金融危機や円高、デフレなどの不安要素があり、先行きは不透明な状況にあります。

このような中で、民間の給与改定状況を的確に把握するとともに、職員給与を取り巻く諸情勢を総合的に判断した結果、職員の適正な給与水準を確保するため、次のとおり取り扱うことが適当であると判断しました。

(2) 月例給及び特別給（期末・勤勉手当）

本年においては、I の 3 の (1) のとおり、減額措置前の職員の給与が民間従業員の給与をわずかに下回ることとなりましたが、給料表については公民較差が極めて小さく、全体の均衡を考慮した適切な改定を行うことが困難であること、諸手当については民間事業所の支給状況とおおむね均衡していることから、月例給の改定を見送ることとします。

また、特別給である期末・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合とおおむね均衡していることから、現行どおりの支給月数とします。

2 給与制度の改正等

(1) 給与構造改革における経過措置額

給与構造改革における経過措置額について、昨年の人事院勧告では、平成24年度については2分の1を減額（上限1万円）して支給し、平成25年4月1日に廃止することとされましたが、本年2月に給与改定・臨時特例法が成立し、平成26年3月末に廃止されることとなりました。

本県においても、国と同様に平成18年度からの給与構造改革において、経過措置を講じた上で給料表水準の引下げを実施したほか、地域手当の導入や管理職手当の定額化等を行ってきており、いつまでも経過措置を存置しておくことは適当ではなく、国や他の都道府県の状況等を考慮して廃止することとします。

なお、廃止に当たっては、行政職をはじめ、教育職や公安職などの職種における経過措置適用者の現状や今後の見通し、他の都道府県の実施内容等を踏まえた所要の措置を講じることとします。

(2) 昇格及び昇給制度

ア 昇格制度

人事院は、Iの5の(2)のとおり、昇格制度について、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減するとしています。

昇格は、職員の職務の級を同一の給料表のより複雑困難で責任の度が高い職務の級に変更するものであり、昇格に伴う給料月額の決定方法は、給料表構造や職務の級の格付けと同様に、給与制度の根幹に関わるものです。本県の昇格制度は、均衡の原則の下、これまで国に準拠してきたところであり、人事院勧告の内容に準じて改正することとします。

イ 昇給制度

人事院は、Iの5の(2)のとおり、50歳台後半層職員の昇給制度を見直すこととしています。

本委員会は、高齢層職員の人事管理の実態や、国や他の都道府県の実施状況等を踏まえ、その取扱いについて検討していきます。

(3) 対応すべき課題

人事院は、Iの5の(2)のとおり、職種別民間給与実態調査の対象としていない産業における事務・技術関係職種の状況を把握した上で、調査の信頼性を保ちつつ、調査対象とすることが可能な産業を平成25年調査から追加するとともに、調査対象職種の拡大や官民の給与比較を行う際の職種の対応関係の在り方等についても平成25年度から措置することを念頭に検討を進めていくとしています。本委員会においても、人事院の見直し状況等を踏まえ、必要な対応を行うこととします。

また、医師の処遇を確保する観点から、宿日直勤務を行う医師に係る宿日直手当の取扱いについて国や他の都道府県との均衡を図る必要があります。

3 勤務実績の給与への反映

本県では、「三重県行財政改革取組」の柱の1つとして「人づくりの改革」を進めることとしており、具体的な取組の1つとして「勤務評価制度の検証と構築」を掲げ、管理職員に係る勤務評価制度を検証するとともに、現在試行している県職員育成支援のための評価制度の定着・施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組んでいるところです。

勤務成績に基づく新たな昇給制度及び勤勉手当に勤務実績をより反映し得る仕組みについては、国ではすでに定着してきており、また他の都道府県においても導入が進んできていることから、本県においても、早期の構築・導入に向けた取組をより一層進めていく必要があります。

第2 人事行政に関する報告

国においては、本年8月、消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革の関連法案が成立し、社会保障の充実・安定化とそのための安定財源確保と財政健全化をめざす改革が進められようとしている中、公務員に対する国民の目は一層厳しいものとなりつつあります。また、国家公務員制度改革基本法に基づく公務員制度改革や、公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴う高齢期の雇用問題についても喫緊の課題となっており、公務員を取り巻く環境は、大きな変革の時を迎えようとしています。

本県では、おおむね10年先を見据えて、県政運営の基本姿勢や政策展開の方向性を示す「みえ県民力ビジョン（以下「ビジョン」という。）」に基づく取組が本年4月にスタートしました。ビジョンでは、成熟した社会を迎え、多様化するニーズに対応した新しい三重づくりを進めるためには、県民一人ひとりの主体的な参画を得て、その力を結集していくことが必要であるとしています。そのため、協働による成果を生み出し、新しいものを創造していく「協創」の取組を進め、県民が「変化」と「成果」を実感できるよう「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念に掲げ、取り組んでいくこととしており、職員には、県民との信頼関係をより一層高めながら「協創」の取組を進め、複雑化、困難化する行政課題や時代の変化に的確に対応できる高い意欲と能力、専門性が必要とされています。

そのためには、多様で有為な人材の確保、職員の更なる意欲と能力の向上に努めるとともに、勤務条件の改善や職場環境の整備に取り組むことにより、職員が勇気と気概を持って働き、能力を最大限に発揮できるようにしていくことが求められています。

これらのことを踏まえ、人事行政に関する主な個別課題について、次のとおり報告します。

1 公務員制度改革に関する状況

国においては、昨年6月、国家公務員制度改革基本法に定める自律的労使関係制度の措置等の改革を具体化するため、協約締結権付与とそれに伴う人事院勧告制度の廃止等を含む国家公務員制度改革関連4法案が国会に提出されましたが、継続審査となっています。

人事院は、本年 8 月の国家公務員制度改革等に関する報告において、改革に当たっては、現行制度の問題点を明確にした上で、それに的確に対応した実効性のある改革案を検討し、併せて国民にもたらす利害・得失も検証することが重要であるとの基本認識を示すとともに、協約締結権付与及び人事行政の公正の確保に関し、特に重要と考える論点を改めて提示しています。

地方公務員制度改革については、本年 5 月に総務省が示した「地方公務員制度改革について（素案）」においては、国家公務員に係る自律的労使関係制度の措置等を踏まえ、地方公務員に協約締結権を付与し、職員の勤務条件について、団体交渉を通じて自律的に勤務条件を決定し得る仕組みに変革するとされています。また、この素案では、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとの方針と、退職職員による現職職員への働きかけに対する規制の導入等により退職管理の適正の確保を図るとの方針についても示されています。

こうした公務員制度の改革は、職員の勤務条件の決定や人事行政の公正確保に大きく関わる事項であることから、今後も動向を注視し、所要の検討を行っていく必要があります。

2 高齢期の雇用問題

平成 25 年度以降に公的年金の支給開始年齢が 60 歳から 65 歳へと段階的に引き上げられることに伴い、無収入期間が生じることから、雇用と年金の接続が課題となっています。

国家公務員については、本年 3 月、国家公務員制度改革推進本部・行政改革実行本部合同会合において決定された「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」の中で、民間企業の状況等も踏まえ、定年退職する職員がフルタイムでの再任用を希望する場合、任命権者は再任用を行うものとするの方針が示されています。

また、本年 8 月、人事院は、国家公務員制度改革等に関する報告において、新たな再任用制度の下、検討すべき主な課題として、「再任用職員が担う仕事内容」「管理職の能力・経験の公務内外での活用方法」「再任用希望者に見合うポストの確保」を掲げています。そして、これらの課題に対処しながら新たな再任用を円滑に行うため、各府省及び政府全体で取組を加速すべきであるとし、人事院においては、各府省において想定される再任用職員の職務や働き方等を踏まえ、必要な給与上の措

置について検討し適切に対応するとしています。

地方公務員についても、総務省において、再任用の義務化により雇用と年金の接続を図るとの方針に基づき、具体的な検討がなされています。本県においても定年退職後の職員の能力と経験を活用していくため、国と同様に生じると考えられる課題をはじめ、様々な課題について検討し、適切に対応していく必要があります。

そのためにはまず、現行の再任用の運用状況について検証を行うことが必要です。現行の再任用制度は、職員の能力・経験の有効活用及び雇用と年金の連携という趣旨に基づき、平成 14 年度から実施されてきました。本県における再任用職員数は年々増加し、知事部局においては、本年 4 月時点で 124 人（新規 37 人、更新 87 人）が再任用され、その勤務形態の内訳はフルタイム勤務 25 人、短時間勤務 99 人となっており、一般的には定年前より職責が低いポストに配置され、業務運営上の必要性に応じた職務に従事しています。これまでの運用状況を踏まえ、再任用職員の能力・経験が職務にどの程度有効に活用されてきたか等を検証し、義務化が予測される再任用制度の具体的設計につなげていくことが重要です。

その上で、高齢期の雇用問題は社会全体の課題であることから、国や他の地方公共団体、民間企業等の検討状況も注視しながら、新たな再任用制度に係る諸課題について検討し、関係条例等の整備を進めていく必要があります。また、再任用による雇用と年金の接続を円滑に行いながら公務能率や組織活力を維持向上していくため、再任用職員を含めた高齢層職員の職務内容をはじめとする行政事務の執行体制及び人事管理全体の見直し、早期退職の支援及び若手職員の計画的な採用による適正な職員年齢構成の確保等についても取り組んでいくことが必要です。

本委員会においては、任命権者における新たな再任用制度に係る検討も踏まえ、給与をはじめとする勤務条件について検討し、対応していくこととします。

なお、人事院は、平成 26 年度からの再任用の運用状況を随時検証しながら、定年の引上げを含め雇用と年金の接続の在り方について再検討がなされる必要があるとも言及しています。本県においても、平成 26 年度からの再任用の運用状況を踏まえながら、望ましい雇用と年金の接続の在り方について、再検討を行う必要があります。

3 人材の確保・育成

職員の採用試験については、多様で有為な人材を確保するため、人物重視の試験制度や試験区分の設定など、これまでも様々な見直しを行ってきたところですが、今後も引き続き、人材確保が困難な一部の技術系職員等の確保も図れるよう、試験制度の見直しや受験者数の一層の拡大に努めていきます。

また、複雑・高度化している行政課題に的確に対応するため、任期付職員の採用制度を活用するなど、高度な専門知識を有する職員の確保についても、検討していくことが必要です。

これらの人材確保の取組に加え、人材育成の取組についても、一層進めていく必要があります。「三重県行財政改革取組」では、取組の柱の1つとして、現場を重視し、県民と共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持った人材を育てる「人づくりの改革」を進めることとしており、現在、求められる人材像や能力、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定に向けた検討が進められているところです。

そして、このような職員の意欲や能力の向上を重視する取組を進めるため、また、例えば知事部局における50歳台の職員の割合は本年4月現在で全体の約25%ですが、年齢別職員構成が現在の水準で推移すると想定すれば、10年後には約40%になる見込みであるなど、これまで以上に高齢層職員が在職することを前提としつつ公務能率や組織活力を維持向上するためには、能力や実績に基づく人事管理は、今後ますます必要となってきます。

そのため、管理職員に係る勤務評価制度を検証するとともに、現在、試行している人材育成を目的とした評価制度について、職員の意欲や能力の向上にどのように結びついているか等を検証しながら早期に本施行へとつなげ、能力や実績に基づく任用や処遇に取り組んでいくことが重要です。

4 総勤務時間の縮減

総勤務時間の縮減は、行政サービスの効率的な提供、ワーク・ライフ・バランスの実現、健康保持や労働意欲・活力の維持の観点等から大変重要であり、これまでも労使協働で様々な取組が進められてきたところです。

しかしながら、職員一人当たりの時間外勤務時間数は近年増加傾向で推移してお

り、特に平成 23 年度は平成 12 年度の総勤務時間縮減運動開始以降で最多の時間数となり、平成 22 年度と比較すると約 11.9%増加しました。年間 500 時間を超える時間外勤務を行った職員については、約 51.0%と大幅に増加しています。

このような状況を踏まえ、本年度はこの総勤務時間縮減運動の柱として、「業務を見直そう」「定時に帰ろう」「リフレッシュしよう」の 3 項目を掲げているところですが、これらの方針を職員一人ひとりが自分自身のこととしてとらえ、管理職員はもとより、全ての職員が業務の改善・効率化を図り、勤務時間管理を徹底し、計画的に休暇を取得する等の取組を進めていくことが重要です。

特に、業務の見直しについては、「三重県行財政改革取組」においても「仕組みの改革」を取組の柱の 1 つとし、事務事業をはじめ既存の仕組みをゼロベースから見直して簡素・効率を実践するとしていることから、業務の廃止を含めた事務の簡素・効率化に努める必要があります。

平成 23 年度の時間外勤務時間数等の増加については、東日本大震災の被災地支援や紀伊半島大水害等への緊急災害対応等が影響していると考えられます。本年度も様々な要因により、時間外勤務時間数等は高い水準となることが予測されることから、今後も総勤務時間の縮減に向けて労使が協働しながら、より効果的な取組を検討するなど、なお一層取り組む必要があります。

本県では「日本一、働きやすい県庁（しょくば）」として、「職員それぞれが健康で意欲を持ち、職場全体で支えあえる環境のなかで楽しくいきいきと働き続けられる職場」の実現をめざすとしています。総勤務時間の縮減に取り組むことにより、全ての職員が職場で、地域で、家庭で、いきいきと活躍することのできる勤務環境の実現につなげていくことが必要です。

なお、教職員をはじめ、一般行政部門以外の職場で勤務する職員についてもそれぞれの勤務の実態を把握・分析した上で、総勤務時間縮減のための有効な取組について検討していくことが必要です。

5 男女共同参画社会の実現への取組

本年 3 月、「第 2 次三重県男女共同参画基本計画 第一期実施計画」が策定され、男女共同参画社会の実現への取組の推進に当たっての指標や目標、事業が具体的に示されました。本計画では、県においては、平等取扱の原則と能力主義を踏まえつ

つ女性の採用・登用、職域拡大を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスを進め、働きやすい職場に向け環境整備を行うとの施策の方向が示されています。

女性職員の登用については、従来は男性職員が多かった職域へも女性職員の配置を行う等の取組が進められているところですが、管理職員総数に占める女性職員の割合については、本年4月現在で知事部局では6.34%、教育委員会では13.84%と昨年と比較すると伸び悩んでおり、今後も積極的に進めていく必要があります。そのためには引き続き、女性職員が幅広い職務を経験できるような配置を行って活躍の場を拡げるとともに、能力開発や意識啓発等の多様な研修を計画的に実施して、意欲を引き出していくことが有効です。

また、誰もが働きやすい職場に向けた環境整備も男女共同参画社会の実現のためには不可欠であり、中でも、仕事と育児や介護との両立を支援することで、誰もが安心して職務に精励し、本来の能力を発揮できるようにしていくことが必要です。

育児に関しては、知事部局では次世代育成のための特定事業主行動計画後期計画において、平成26年度時点での目安とする指標を「男性の育児参加休暇取得率100%」及び「男性の育児休業取得率10%」と定めているところですが、平成23年度時点での男性の育児参加休暇取得率は48.57%、男性の育児休業取得率は7.62%となっており、一層の取組が必要です。近年、一般的には男性の育児への参画が盛んになってきたといわれていますが、県においても、男性職員が育児に積極的に参画する意識の醸成を図ることが重要です。

介護に関しては、職員誰もが直面する可能性のある課題であり、今後高齢層職員が増加するという観点からも、介護休暇等の制度の周知を図るなどの取組をさらに充実させることが必要です。

6 健康対策の推進

職員の健康の保持増進は、安心して職務に精励し、能力を最大限に発揮するために不可欠であり、これまでも様々な対策が進められています。中でもメンタル疾患は、より長期間の療養を必要とし、職員本人はもとより公務運営にも多大な影響を及ぼすことから、その対策は最も重要な課題であるといえます。

メンタル疾患の職員数は全国的に増加傾向にあり、公務職場における病気休暇取得（連続1か月以上）の原因のうち、メンタル疾患が占める割合の全国平均値（都

道府県及び指定都市)は平成17年度の42.9%から年々増加し、平成22年度には53.3%に至っています。また、メンタル疾患による療養期間については、例えば、本県の知事部局においては平成23年度に病気休暇を経て病気休職となった職員のうち、メンタル疾患が理由である者の割合が73.7%を占めるなど長期化する傾向にあります。

そして、近年では、従来のうつ病とは特徴が異なる若年層の「新型うつ病」が見られるようになっており、本県においても傾向は同様であると考えられます。

加えて、昨年9月以降、紀伊半島大水害の災害復旧等の業務による影響から精神的ストレスを感じる職員も多い状況にあります。

これらの状況を鑑みれば、予防・早期発見及び復職支援・再発防止にこれまで以上に取り組む必要があります。

メンタル疾患は、その症状を早期に発見し、正しく対処すれば回復も早く軽症で済む可能性があります。職員自身が症状に気づかないことも多いため、周囲が職員の不調にどれだけ気づくことができるかが重要です。これまでも任命権者において必須研修等でメンタルヘルスに関する知識を学ぶ機会を設けてきたところですが、職場全体で支え合うため、さらに研修対象者の幅を広げることが必要です。加えて、カウンセリングも有効であり、例えば、紀伊半島大水害の災害復旧業務に従事する職員の健康対策のため、尾鷲・熊野にカウンセラーを配置して面談及び助言を行った結果、一定の効果をあげているところです。

また、メンタルヘルスサポートシステム等を活用した、メンタル疾患による病気休暇や休職からの復職支援や復職後の再発防止については、引き続き中長期的に取り組むことが必要です。

さらに、メンタル疾患につながる可能性の高いパワー・ハラスメントの対策として防止のための指針等が策定されたところですが、職員が個人として尊重される良好な職場環境づくりのためにも、引き続きハラスメント対策に取り組むことが必要です。

7 公務員倫理の確保

職員は、県民からの負託に的確に応えるため、日々の職務に精励しています。しかし、これまで築き上げた県民からの信頼を大きく損なう職員も一部に見られます。

平成23年度に懲戒処分を受けた職員は、平成22年度の19人に対し、18人とほぼ横ばいとなっています。

さらに、本年8月、事業執行手続や情報公開、公文書管理における不適正な対応が明らかになりました。今回の行為は、一職員による不祥事にとどまらず、管理職員も関与した組織的かつ計画的な行為であり、県民の県行政全体に対する信頼を大きく損なう重大な問題であるといえます。そのため、任命権者は、問題の背景や要因の調査結果を踏まえ、徹底した再発防止策を講じることにより、県行政に対する県民の信頼を早急に回復していくこととしています。

職員のコンプライアンス意識は公務運営の前提となるものであり、公務員には率先して法令を遵守することが求められています。本県では、職員倫理憲章やそれに基づく指針が定められていますが、県民と共に「協創」の取組を進めるためには、県民からの信頼が不可欠であり、これまで以上に県民との信頼関係を高めていく必要がある中、職員の倫理意識は、今後より一層重要となってきます。

企業においては、会社法や金融商品取引法等において内部統制システムの整備が定められ、このことにより、コーポレートガバナンスの実効性を高める仕組みとなっています。また、企業不祥事は、企業の存続そのものを危うくすることから、その防止策として、組織的かつ体系的な危機管理システムの構築、管理職員の意識改革、従業員全体の意識の共有、ネガティブ情報の検証、外部監査の拡充等の取組が行われています。公務においても、総務省が有識者を交え、地方公共団体における内部統制の在り方に関し検討を行い、平成21年3月、内部統制の考え方を踏まえた組織マネジメントの見直しの必要性について報告を行っているところです。

本県においても、これまで、任命権者において公務員倫理に関する研修を実施したり、綱紀粛正のための通達を発信するなど、職員の倫理意識を高めるための取組を行っています。また、平成20年度以降、通報は行われていないものの、不正の未然防止等を目的として、外部窓口も含めた公益通報窓口も設けられているところです。

しかしながら、依然として、県民からの信頼を大きく損なう問題が後を絶たないという現状を重く受け止め、これまで以上に職員全体の倫理意識の向上に取り組む必要があります。そのためには、これまでの取組を検証した上で、全ての職員に倫理意識が共有されるよう、平素からの指導を徹底することはもとより、それぞれの

職場において、問題点やリスクの把握・点検、前例・慣行の検証、具体的な対策の検討等を進めることにより、倫理意識が高く相談しやすい職場風土づくりにつなげることが重要です。加えて、研修の機会や内容の充実、公益通報制度の拡充や一層の周知に努めるなど、真摯に取り組む必要があります。

職員一人ひとりにおいては、県行政が県民からの信頼の上に成り立っていることを意識し、誠実かつ公平・公正な職務の遂行に努めるとともに、勤務時間外も含め常に自らの行動が県行政に影響を与えることを自覚し、県民の期待と信頼に応えられるよう行動することが重要です。

第3 勧告実施にあたって

人事委員会の給与勧告は、一般職の職員が労働基本権を制約されていることの代償措置であり、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有しています。

本年の人事委員会勧告は、月例給について、公民較差が極めて小さいこと等を考慮し改定を見送ることとし、特別給についても、民間とおおむね均衡していることから現行どおりとする内容となっていますが、給与制度については、給与構造改革における経過措置額を廃止するとともに、高位の号給から昇格した場合の給料月額増加額を縮減するという、高齢層職員にとって厳しい内容となっています。

現下の雇用経済情勢をみると、雇用は改善の動きが続いているものの、景気回復の動きに足踏みがみられるなど、依然として県民は将来に対する不安や閉塞感を抱いています。

職員におかれては、こうした状況を十分に認識するとともに、全体の奉仕者として、これまで以上に県民との信頼関係を高めることができるよう、より一層の自覚と責任、高い倫理観を持って、職務に精励されることを強く要望します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が果たしている役割に対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を実施されるよう要請します。

現在、本県の厳しい財政状況を勘案して特例条例による給与の減額措置が実施されています。本委員会はこれまで、昨年的人事委員会勧告や、特例条例案に対する意見において繰り返し表明していますが、こうした給与勧告制度に基づかない給与の減額措置を行うことは、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであり、誠に遺憾であります。給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されることを強く望みます。

勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第10号）及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第32号）を改正することを勧告する。

1 改定の内容

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年三重県条例第10号)附則第8項から第10項及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年三重県条例第32号）附則第7項から第9項の規定による給料の額については、平成25年4月1日から平成26年3月31日まではその額に100分の100を乗じて得た額、平成26年4月1日から平成27年3月31日まではその額に100分の75を乗じて得た額、平成27年4月1日から平成28年3月31日まではその額に100分の50を乗じて得た額、平成28年4月1日から平成29年3月31日まではその額に100分の25を乗じて得た額とすることとし、平成29年4月1日以後、これらの規定による給料は支給しないこととすること。

2 改定の実施時期

この改定は、平成25年4月1日から実施すること。

目 次

I 職員給与関係資料

平成24年人事統計調査の概要	25
第1-1表 総括表	26
第1-2表 総括表（再任用職員を除く）	27
第2表 給料表別、部局別職員数	29
第3-1表 給料表別、部局別給与額	30
第3-2表 給料表別、部局別給与額（再任用職員を除く）	32
第4表 給料表別、級別平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数	34
第5表 給料表別、級別、号給別職員数	36
第6表 給料表別、級別、年齢別職員数	59
第7表 給料表別、級別、学歴別職員数	70
第8表 扶養親族の状況	72
その1 扶養親族数別職員数	72
その2 扶養親族数	72
その3 給料表別平均手当額及び平均扶養親族数	73
第9-1表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等	74
第9-2表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等（再任用職員を除く）	76
第10-1表 給料表別通勤手当の支給状況等	78
第10-2表 給料表別通勤手当の支給状況等（再任用職員を除く）	80
参考1 給料表別退職者等の状況	82
第11表 初任給の状況（代表例）	82

II 民間給与関係資料

平成24年職種別民間給与実態調査の概要	83
第12表 産業別、企業規模別調査対象事業所数	84
第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	85
第14表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	86
その1 公民給与比較の職種	86
(1)規模計	86
(2)規模500人以上	89
(3)規模100人以上500人未満	92
(4)規模100人未満	95
その2 その他の職種	98
第15表 初任給の改定状況	99
第16表 扶養（家族）手当の支給状況	99
第17表 住居（住宅）手当の支給状況	99
第18表 特別給の支給状況	100

第 19 表	雇用調整の実施状況	100
第 20 表	給与改定の状況	100
第 21 表	定期昇給の実施状況	101
第 22 表	定期昇給制度の状況	101
第 23 表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	102

III 公民比較関係資料

第 24 表	公民給与の較差	103
参 考 2	行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	103

IV 生計費関係資料

	平成24年4月の標準生計費算定方法	104
第 25 表	費目別、世帯人員別標準生計費（平成24年4月）	105
その 1	津市	105
その 2	全国	105
参 考 3	費目別、世帯人員別生計費換算乗数	105

V 労働経済関係資料

第 26 表	労働経済指標	106
--------	--------	-----

VI 経年統計資料

第 27 表	部局別、給料表別職員数の状況	108
第 28 表	給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	110

平成24年人事統計調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2. 調査の時期

平成24年4月1日

3. 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で平成24年4月1日に在職する者

4. 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1箇月当たりの運賃等の月額、住居の種類、家賃・間代の額及び休職の状況等

5. 調査の方法

連記式の調査表による全数調査とし、本庁各部局、各地域機関等において調査表を作成した。

6. 集計

電子計算機により集計した。

7. 調査結果の概要

この参考資料第1-1表から第10-2表までのとおりである。

第1 1表 総括表

区分		給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
		職	員											
職 員 数	男	3,681 人 73.9 %	2,810 93.8	183 84.3	33 84.6	104 53.6	11 8.5	2,387 64.9	4,184 46.2	— —	1 100.0	13,394 62.9		
	女	1,303 人 26.1 %	187 6.2	34 15.7	6 15.4	90 46.4	118 91.5	1,293 35.1	4,864 53.8	3 100.0	— —	7,898 37.1		
	計	4,984 人 100.0 %	2,997 100.0	217 100.0	39 100.0	194 100.0	129 100.0	3,680 100.0	9,048 100.0	3 100.0	1 100.0	21,292 100.0		
	学 歴 構 成	大学	3,259 人 65.4 %	1,700 56.8	211 97.2	39 100.0	152 78.4	59 45.7	3,499 95.1	8,371 92.6	— —	1 100.0	17,291 81.2	
	短大	463 人 9.3 %	124 4.1	6 2.8	— —	42 21.6	67 52.0	99 2.7	673 7.4	3 100.0	— —	1,477 6.9		
	高校	1,258 人 25.2 %	1,164 38.8	— —	— —	— —	3 2.3	81 2.2	4 0.0	— —	— —	2,510 11.8		
	中学	4 人 0.1 %	9 0.3	— —	— —	— —	— —	1 0.0	— —	— —	— —	14 0.1		
平均年齢		43.2 歳	38.5	41.2	40.9	42.3	44.3	45.0	44.3	54.0	63.0	43.3		
平均経験年数		21.7 年	17.7	18.0	15.7	18.7	21.5	22.3	22.1	33.7	—	21.3		
平均扶養親族数		1.2 人	1.2	1.2	1.2	0.6	0.4	1.1	0.8	—	—	1.0		
平成24年4月の平均給与月額	給料	350,603 円 (337,318)	327,069 (316,469)	374,685 (360,821)	433,208 (410,158)	357,608 (344,456)	365,015 (352,846)	397,079 (384,626)	385,282 (371,381)	409,283 (397,005)	620,000 (570,400)	370,629 (357,586)		
	扶養手当	11,289 円	11,843	12,212	11,462	6,317	2,957	10,565	7,541	—	—	9,561		
	地域手当	15,112 円	13,735	15,748	72,023	14,820	14,829	16,414	15,972	16,371	24,800	15,616		
	管理職手当	8,312 円	2,741	6,816	35,485	6,592	2,754	2,731	6,328	—	—	5,704		
	その他	6,020 円	8,518	7,721	321,095	7,508	3,160	5,926	5,148	9,000	—	6,576		
	計	391,336 円 (378,051)	363,906 (353,306)	417,182 (403,318)	873,273 (850,223)	392,845 (379,693)	388,715 (376,546)	432,715 (420,262)	420,271 (406,370)	434,654 (422,376)	644,800 (595,200)	408,086 (395,043)		

- (注) 1. 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。(第1-2表において同じ。)
2. 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第1-2表、第4表及び第28表において同じ。)
3. 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
4. 給料月額には、給料の調整額及び教職調整額を含む。(第1-2表、第3-1表、第3-2表及び第4表において同じ。)
5. その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第1-2表、第3-1表及び第3-2表において同じ。)
6. 平成24年4月の平均給与月額の給料及び計欄の()は、特例条例による減額措置後の額である。(第1-2表において同じ。)

第1 2表 総括表（再任用職員を除く）

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,672 人	2,809	183	33	101	11	2,344	4,180	—	1	13,334
		73.9 %	93.8	84.3	84.6	52.9	8.5	64.5	46.2	—	100.0	62.8
	女	1,300 人	187	34	6	90	118	1,288	4,860	3	—	7,886
		26.1 %	6.2	15.7	15.4	47.1	91.5	35.5	53.8	100.0	—	37.2
計	4,972 人	2,996	217	39	191	129	3,632	9,040	3	1	21,220	
	100.0 %	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
学 歴 構 成	大学	3,258 人	1,700	211	39	149	59	3,459	8,371	—	1	17,247
		65.5 %	56.8	97.2	100.0	78.0	45.7	95.3	92.6	—	100.0	81.2
	短大	455 人	124	6	—	42	67	98	665	3	—	1,460
		9.2 %	4.1	2.8	—	22.0	52.0	2.7	7.4	100.0	—	6.9
高校	1,255 人	1,163	—	—	—	3	74	4	—	—	2,499	
	25.2 %	38.8	—	—	—	2.3	2.0	0.0	—	—	11.8	
中学	4 人	9	—	—	—	—	1	—	—	—	14	
	0.1 %	0.3	—	—	—	—	0.0	—	—	—	0.1	
平均年齢		43.2 歳	38.5	41.2	40.9	42.0	44.3	44.8	44.3	54.0	63.0	43.2
平均経験年数		21.7 年	17.7	18.0	15.7	18.4	21.5	22.1	22.1	33.7	—	21.3
平均扶養親族数		1.2 人	1.2	1.2	1.2	0.7	0.4	1.1	0.8	—	—	1.0
平成24年4月の平均給与月額	給料	350,834 円	327,062	374,685	433,208	358,726	365,015	398,579	385,370	409,283	620,000	370,936
		(337,536)	(316,467)	(360,821)	(410,158)	(345,503)	(352,846)	(386,069)	(371,464)	(397,005)	(570,400)	(357,878)
	扶養手当	11,316 円	11,847	12,212	11,462	6,416	2,957	10,705	7,548	—	—	9,594
	地域手当	15,124 円	13,734	15,748	72,023	14,873	14,829	16,482	15,976	16,371	24,800	15,631
	管理職手当	8,332 円	2,724	6,816	35,485	6,695	2,754	2,767	6,334	—	—	5,721
	その他	6,035 円	8,521	7,721	321,095	7,626	3,160	6,005	5,153	9,000	—	6,598
計	391,641 円	363,888	417,182	873,273	394,336	388,715	434,538	420,381	434,654	644,800	408,480	
	(378,343)	(353,293)	(403,318)	(850,223)	(381,113)	(376,546)	(422,028)	(406,475)	(422,376)	(595,200)	(395,422)	

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位：人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計	現	合
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定			
		職	職	職	職	職	職	等	校	校	任		業	計
					()	(二)	(三)	教	教	榮	期		職	
								育	育	養	付		員	
								職	職	職	職			
知事部局		3,507 (5)	—	203	39	194 (3)	129	—	—	—	1	4,073 (8)	270 (11)	4,343 (19)
警察		342	2,997 (1)	14	—	—	—	—	—	—	—	3,353 (1)	9	3,362 (1)
教育委員会	事務局	259	—	—	—	—	—	—	—	—	—	259	—	259
	県学立校	320	—	—	—	—	—	3,680 (48)	—	1	—	4,001 (48)	88 (7)	4,089 (55)
	市学立校	471 (7)	—	—	—	—	—	—	9,048 (8)	2	—	9,521 (15)	—	9,521 (15)
議会		34	—	—	—	—	—	—	—	—	—	34	4 (1)	38 (1)
選挙管理会		5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—	5
監査委員		23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23	—	23
人事委員会		13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	13
労働委員会		8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	—	8
海区漁業調整委員会		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	2
計		4,984 (12)	2,997 (1)	217	39	194 (3)	129	3,680 (48)	9,048 (8)	3	1	21,292 (72)	371 (19)	21,663 (91)
企業庁		226 (2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	226 (2)	2	228 (2)
病院事業庁		45	—	—	21	28	172 (2)	—	—	—	—	266 (2)	11	277 (2)
合計		5,255 (14)	2,997 (1)	217	60	222 (3)	301 (2)	3,680 (48)	9,048 (8)	3	1	21,784 (76)	384 (19)	22,168 (95)

(注) ()内は内数で再任用職員の数である。

第3-1表 給料表別、部局別給与額

給料表	区分 部局	A	B	C	D	E	
		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	
行政職	知事部局	3,507	1,230,987,642	44,373,500	53,816,402	33,888,412	
	各種委員会事務局	344	128,510,519	4,618,000	5,535,968	3,531,810	
	警察	342	111,839,315	2,363,500	4,597,084	725,195	
	小計	4,193	1,471,337,476	51,355,000	63,949,454	38,145,417	
	県立学校	320	112,828,915	2,553,000	4,746,384	3,279,316	
	市町立学校	471	163,236,813	2,357,000	6,623,667	—	
	計	4,984	1,747,403,204	56,265,000	75,319,505	41,424,733	
公安職	警察	2,997	980,226,931	35,494,000	41,163,800	8,214,860	
研究職	知事部局	203	76,574,816	2,495,500	3,219,678	1,422,089	
	各種委員会事務局	—	—	—	—	—	
	警察	14	4,731,800	154,500	197,732	57,000	
	計	217	81,306,616	2,650,000	3,417,410	1,479,089	
医療職(一)	知事部局	39	16,895,100	447,000	2,808,900	1,383,900	
医療職(二)	知事部局	194	69,375,885	1,225,500	2,875,164	1,278,795	
医療職(三)	知事部局	129	47,086,970	381,500	1,912,937	355,275	
高校等教育職	高校	2,893	1,137,712,587	32,404,000	47,135,103	8,297,372	
	特別支援学校	787	323,537,148	6,475,500	13,270,242	1,753,460	
	計	3,680	1,461,249,735	38,879,500	60,405,345	10,050,832	
中小校教育職	中学校	9,217	3,421,119,579	20,000,000	20,510,015	11,104,077	
	小学校	5,834	2,258,920,068	39,627,500	93,598,803	40,092,000	
	計	9,048	3,486,035,416	68,233,500	144,512,678	57,256,644	
学校栄養職員	県立・市町立学校	3	1,227,848	—	49,112	—	
特定任期付職員	知事部局	1	620,000	—	24,800	—	
合計		21,292	7,891,427,705	203,576,000	332,489,651	121,444,128	
行政職	企業庁	226	76,239,337	2,803,500	3,236,743	1,876,078	
	病院事業庁		45	15,391,929	476,000	650,006	382,250
		医療職(一)	21	8,792,700	325,000	1,457,985	602,200
		医療職(二)	28	9,507,690	256,500	392,733	54,273
		医療職(三)	172	55,839,139	1,413,000	2,296,096	150,508
現業職	知事部局等	371	128,257,509	4,893,500	5,325,998	—	
	企業庁	2	724,000	26,000	30,000	—	
	病院事業庁	11	3,736,591	112,500	153,963	—	
総計		22,168	8,189,916,600	213,882,000	346,033,175	124,509,437	

(単位:職員数 人・金額 円)

F その他	G 給与額	職 員 1 人 当 た り 平 均 月 額					
	B+C+D+E+F	給料B/A	扶養手当C/A	地域手当D/A	管理職手当E/A	その他F/A	計
23,349,518	1,385,071,794	351,141	12,671	15,353	9,677	6,667	395,509
1,723,000	143,919,297	373,577	13,424	16,093	10,267	5,009	418,370
1,178,900	120,703,994	327,016	6,911	13,442	2,120	3,447	352,936
26,251,418	1,649,695,085	351,014	12,262	15,257	9,108	6,268	393,909
1,372,300	124,779,915	352,590	7,978	14,832	10,248	4,288	389,936
2,380,329	172,762,833	348,001	5,080	14,123	—	5,130	372,334
30,004,047	1,947,237,833	350,834	11,316	15,124	8,332	6,035	391,641
25,529,513	1,090,211,856	327,062	11,847	13,734	2,724	8,521	363,888
1,452,800	85,164,883	377,216	12,293	15,860	7,005	7,157	419,531
—	—	—	—	—	—	—	—
222,700	5,363,732	337,986	11,036	14,124	4,071	15,907	383,124
1,675,500	90,528,615	374,685	12,212	15,748	6,816	7,721	417,182
12,522,700	34,057,600	433,208	11,462	72,023	35,485	321,095	873,273
1,456,500	75,318,276	358,726	6,416	14,873	6,695	7,626	394,336
407,700	50,144,382	365,015	2,957	14,829	2,754	3,160	388,715
17,803,646	1,230,775,245	394,954	11,370	16,369	2,911	6,247	431,851
4,005,000	347,463,185	411,790	8,281	16,892	2,242	5,121	444,326
21,808,646	1,578,238,430	398,579	10,705	16,482	2,767	6,005	434,538
20,000,000	1,000,000,000	500,000	0,000	10,000	0,000	0,000	410,000
26,524,606	2,456,679,385	387,321	6,801	16,049	6,880	4,552	421,603
46,581,011	3,800,238,001	385,370	7,548	15,976	6,334	5,153	420,381
27,000	1,303,960	409,283	—	16,371	—	9,000	434,654
—	644,800	620,000	—	24,800	—	—	644,800
140,012,617	8,667,923,753	370,936	9,594	15,631	5,721	6,598	408,480
1,255,500	84,873,686	338,047	12,516	14,357	8,375	5,605	378,900
96,000	16,996,185	342,043	10,578	14,445	8,494	2,133	377,693
7,381,400	18,559,285	418,700	15,476	69,428	28,676	351,495	883,775
121,400	10,332,596	339,560	9,161	14,026	1,938	4,336	369,021
883,900	60,029,363	325,336	8,312	13,381	885	5,199	353,113
1,185,596	134,841,163	351,197	13,902	14,604	—	3,368	383,071
2,100	782,100	362,000	13,000	15,000	—	1,050	391,050
56,300	4,059,354	339,690	10,227	13,997	—	5,118	369,032
150,994,813	8,998,397,485	369,867	9,690	15,630	5,638	6,841	407,666

第3-2表 給料表別、部局別給与額（再任用職員を除く）

給料表	区分 部局	A	B	C	D	E	
		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	
行政職	知事部局	3,502	1,229,695,642	44,373,500	53,764,722	33,888,412	
	各種委員会事務局	344	128,510,519	4,618,000	5,535,968	3,531,810	
	警察	342	111,839,315	2,363,500	4,597,084	725,195	
	小計	4,188	1,470,045,476	51,355,000	63,897,774	38,145,417	
	県立学校	320	112,828,915	2,553,000	4,746,384	3,279,316	
	市町立学校	464	161,472,413	2,357,000	6,553,091	—	
	計	4,972	1,744,346,804	56,265,000	75,197,249	41,424,733	
公安職	警察	2,996	979,878,231	35,494,000	41,147,752	8,162,360	
研究職	知事部局	203	76,574,816	2,495,500	3,219,678	1,422,089	
	各種委員会事務局	—	—	—	—	—	
	警察	14	4,731,800	154,500	197,732	57,000	
	計	217	81,306,616	2,650,000	3,417,410	1,479,089	
医療職(一)	知事部局	39	16,895,100	447,000	2,808,900	1,383,900	
医療職(二)	知事部局	191	68,516,685	1,225,500	2,840,796	1,278,795	
医療職(三)	知事部局	129	47,086,970	381,500	1,912,937	355,275	
高校等教育職	高校	2,850	1,125,618,843	32,404,000	46,651,384	8,297,372	
	特別支援学校	782	322,019,678	6,475,500	13,209,547	1,753,460	
	計	3,632	1,447,638,521	38,879,500	59,860,931	10,050,832	
中小校教育職	中学校	9,210	1,220,020,110	20,000,000	20,000,000	11,101,011	
	小学校	5,827	2,256,916,612	39,627,500	93,518,667	40,092,000	
	計	9,040	3,483,745,752	68,233,500	144,421,094	57,256,644	
学校栄養職員	県立・市町立学校	3	1,227,848	—	49,112	—	
特定任期付職員	知事部局	1	620,000	—	24,800	—	
合計		21,220	7,871,262,527	203,576,000	331,680,981	121,391,628	
行政職	企業庁	224	75,722,537	2,803,500	3,216,071	1,876,078	
	病院事業庁		45	15,391,929	476,000	650,006	382,250
		医療職(一)	21	8,792,700	325,000	1,457,985	602,200
		医療職(二)	28	9,507,690	256,500	392,733	54,273
		医療職(三)	170	55,307,139	1,413,000	2,274,816	150,508
現業職	知事部局等	352	123,621,509	4,893,500	5,140,558	—	
	企業庁	2	724,000	26,000	30,000	—	
	病院事業庁	11	3,736,591	112,500	153,963	—	
総計		22,073	8,164,066,622	213,882,000	344,997,113	124,456,937	

(単位:職員数 人・金額 円)

F その他	G 給与額 B+C+D+E+F	職 員 1 人 当 た り 平 均 月 額					
		給料B/A	扶養手当C/A	地域手当D/A	管理職手当E/A	その他F/A	計
23,349,518	1,385,071,794	351,141	12,671	15,353	9,677	6,667	395,509
1,723,000	143,919,297	373,577	13,424	16,093	10,267	5,009	418,370
1,178,900	120,703,994	327,016	6,911	13,442	2,120	3,447	352,936
26,251,418	1,649,695,085	351,014	12,262	15,257	9,108	6,268	393,909
1,372,300	124,779,915	352,590	7,978	14,832	10,248	4,288	389,936
2,380,329	172,762,833	348,001	5,080	14,123	—	5,130	372,334
30,004,047	1,947,237,833	350,834	11,316	15,124	8,332	6,035	391,641
25,529,513	1,090,211,856	327,062	11,847	13,734	2,724	8,521	363,888
1,452,800	85,164,883	377,216	12,293	15,860	7,005	7,157	419,531
—	—	—	—	—	—	—	—
222,700	5,363,732	337,986	11,036	14,124	4,071	15,907	383,124
1,675,500	90,528,615	374,685	12,212	15,748	6,816	7,721	417,182
12,522,700	34,057,600	433,208	11,462	72,023	35,485	321,095	873,273
1,456,500	75,318,276	358,726	6,416	14,873	6,695	7,626	394,336
407,700	50,144,382	365,015	2,957	14,829	2,754	3,160	388,715
17,803,646	1,230,775,245	394,954	11,370	16,369	2,911	6,247	431,851
4,005,000	347,463,185	411,790	8,281	16,892	2,242	5,121	444,326
21,808,646	1,578,238,430	398,579	10,705	16,482	2,767	6,005	434,538
20,000,000	1,000,000,000	500,000	0,000	10,000	0,000	0,000	410,000
26,524,606	2,456,679,385	387,321	6,801	16,049	6,880	4,552	421,603
46,581,011	3,800,238,001	385,370	7,548	15,976	6,334	5,153	420,381
27,000	1,303,960	409,283	—	16,371	—	9,000	434,654
—	644,800	620,000	—	24,800	—	—	644,800
140,012,617	8,667,923,753	370,936	9,594	15,631	5,721	6,598	408,480
1,255,500	84,873,686	338,047	12,516	14,357	8,375	5,605	378,900
96,000	16,996,185	342,043	10,578	14,445	8,494	2,133	377,693
7,381,400	18,559,285	418,700	15,476	69,428	28,676	351,495	883,775
121,400	10,332,596	339,560	9,161	14,026	1,938	4,336	369,021
883,900	60,029,363	325,336	8,312	13,381	885	5,199	353,113
1,185,596	134,841,163	351,197	13,902	14,604	—	3,368	383,071
2,100	782,100	362,000	13,000	15,000	—	1,050	391,050
56,300	4,059,354	339,690	10,227	13,997	—	5,118	369,032
150,994,813	8,998,397,485	369,867	9,690	15,630	5,638	6,841	407,666

第4表 給料表別、級別平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分 級	平均給料月額	平均年齢	平均経験年数	再任用職員を除く		
					平均給料月額	平均年齢	平均経験年数
行 政	1	182,196 円	23.4 歳	1.9 年	182,196 円	23.4 歳	1.9 年
	2	223,840	28.3	6.0	223,865	28.2	6.0
	3	296,449	37.0	15.2	296,903	36.7	15.1
	4	369,654	43.9	22.6	369,654	43.9	22.6
	5	397,079	48.8	27.3	397,079	48.8	27.3
	6	421,989	54.4	33.5	421,989	54.4	33.5
	7	444,981	54.9	32.4	444,981	54.9	32.4
	8	469,988	55.6	32.6	469,988	55.6	32.6
	9	519,308	57.4	33.8	519,308	57.4	33.8
	10	838,000	58.0	34.0	838,000	58.0	34.0
職 公	計	350,603	43.2	21.7	350,834	43.2	21.7
安 職	1	192,865	21.9	1.7	192,865	21.9	1.7
	2	239,934	27.3	5.7	239,934	27.3	5.7
	3	287,880	33.7	12.2	287,880	33.7	12.2
	4	376,217	44.7	24.4	376,217	44.7	24.4
	5	423,449	51.1	30.9	423,449	51.1	30.9
	6	437,876	51.7	31.7	437,876	51.7	31.7
	7	451,658	53.2	32.3	452,978	53.1	32.2
	8	469,631	55.4	34.9	469,631	55.4	34.9
	9	480,311	56.7	36.5	480,311	56.7	36.5
職 研	計	327,069	38.5	17.7	327,062	38.5	17.7
究 職	1						
	2	252,505	28.8	5.2	252,505	28.8	5.2
	3	359,570	38.0	14.8	359,570	38.0	14.8
	4	415,552	44.9	22.3	415,552	44.9	22.3
	5	465,673	52.1	29.0	465,673	52.1	29.0
職 医	計	374,685	41.2	18.0	374,685	41.2	18.0
療 職 (一)	1	314,091	29.6	5.2	314,091	29.6	5.2
	2	384,250	33.8	10.4	384,250	33.8	10.4
	3	480,300	44.9	16.0	480,300	44.9	16.0
	4	566,864	56.3	31.0	566,864	56.3	31.0
職 医 (二)	計	433,208	40.9	15.7	433,208	40.9	15.7
療 職 (二)	1						
	2	214,864	27.8	2.8	214,864	27.8	2.8
	3	257,614	31.8	6.9	257,614	31.8	6.9
	4	340,102	41.1	18.1	343,938	39.6	16.7
	5	397,585	44.0	21.8	397,585	44.0	21.8
	6	456,760	52.5	29.5	456,760	52.5	29.5
職 医 (三)	計	357,608	42.3	18.7	358,726	42.0	18.4
療 職 (三)	1						
	2	221,445	26.3	2.7	221,445	26.3	2.7
	3	275,875	35.7	10.5	275,875	35.7	10.5
	4	314,151	39.4	16.8	314,151	39.4	16.8
	5	374,016	45.5	23.3	374,016	45.5	23.3
	6	445,178	52.8	30.4	445,178	52.8	30.4
職 高 校 等 教 育 職	計	365,015	44.3	21.5	365,015	44.3	21.5
中 小 校 教 育 職	1	277,389	36.8	14.9	280,804	34.3	12.0
	2	396,402	44.8	22.1	397,642	44.6	21.9
	3	460,772	52.0	29.2	460,772	52.0	29.2
	4	486,250	56.0	33.1	486,250	56.0	33.1
職 学 校 栄 養 職 員	計	397,079	45.0	22.3	398,579	44.8	22.1
特 定 任 期 付 職 員	1						
	2						
	3						
	4	409,283	54.0	33.7	409,283	54.0	33.7
	5						
計	5号給	620,000	63.0		620,000	63.0	
合 計		370,629	43.3	21.3	370,936	43.2	21.3

給料表		区分	平均給料月額	平均年齢	平均経験年数	再任用職員を除く		
						平均給料月額	平均年齢	平均経験年数
行	業	1	180,273	22.7	1.2	180,273	22.7	1.2
		2	221,365	27.7	5.5	221,365	27.7	5.5
		3	289,444	36.4	16.2	290,533	35.5	15.3
		4	361,873	41.8	20.4	361,873	41.8	20.4
		5	394,457	47.7	26.7	394,457	47.7	26.7
		6	422,263	54.1	33.2	422,263	54.1	33.2
		7	446,094	56.7	34.3	446,094	56.7	34.3
		8	473,292	55.0	33.0	473,292	55.0	33.0
		9						
		10						
政	庁	計	337,342	41.1	20.1	338,047	41.0	19.9
		1	188,800	24.0	1.0	188,800	24.0	1.0
		2	234,225	30.0	7.3	234,225	30.0	7.3
		3	288,413	36.5	12.9	288,413	36.5	12.9
		4	357,830	41.8	19.2	357,830	41.8	19.2
		5	391,500	47.1	24.7	391,500	47.1	24.7
		6	419,759	54.0	31.3	419,759	54.0	31.3
		7	448,800	53.0	30.0	448,800	53.0	30.0
		8	476,600	54.0	32.0	476,600	54.0	32.0
		9						
職	院	10						
		計	342,043	42.2	19.4	342,043	42.2	19.4
		1	324,029	32.0	7.0	324,029	32.0	7.0
		2	404,143	37.9	12.7	404,143	37.9	12.7
		3	496,050	44.5	21.0	496,050	44.5	21.0
		4	570,433	59.7	42.0	570,433	59.7	42.0
		計	418,700	40.3	16.6	418,700	40.3	16.6
		1	197,500	26.0	3.0	197,500	26.0	3.0
		2	218,625	28.5	5.8	218,625	28.5	5.8
		3	267,917	32.7	11.0	267,917	32.7	11.0
4	334,833	38.3	16.5	334,833	38.3	16.5		
5	396,325	44.0	22.3	396,325	44.0	22.3		
6	461,984	54.6	32.9	461,984	54.6	32.9		
7	552,500	40.1	10.2	552,500	40.1	10.2		
医療職(一)	事	計	324,646	41.6	17.3	325,336	41.4	17.2
		1						
		2	226,144	28.4	3.4	226,144	28.4	3.4
		3	273,292	37.8	11.2	273,697	36.4	10.0
		4	327,979	42.4	19.3	327,979	42.4	19.3
		5	380,115	47.7	23.9	380,115	47.7	23.9
		6	435,101	52.3	31.0	435,101	52.3	31.0
計	324,646	41.6	17.3	325,336	41.4	17.2		
医療職(二)	業	1						
		2						
		3						
		4						
		計						
		1						
		2						
医療職(三)	庁	3						
		4						
		計						
		1						
		2						
		3						
		4						
現業職員	知事部局等	1	188,475	25.3	7.0	188,475	25.3	7.0
		2	222,538	30.0	9.6	222,538	30.0	9.6
		3	345,036	47.7	28.0	351,330	46.8	27.2
		4	398,045	57.2	37.5	398,045	57.2	37.5
		計	345,708	47.9	28.3	351,197	47.2	27.6
	企業庁	1						
		2						
		3	362,000	48.0	28.5	362,000	48.0	28.5
		4						
		計	362,000	48.0	28.5	362,000	48.0	28.5
病院事業庁	1							
	2	239,100	32.0	12.0	239,100	32.0	12.0	
	3	349,749	46.7	26.5	349,749	46.7	26.5	
	4							
	計	339,690	45.4	25.2	339,690	45.4	25.2	
総計		369,448	43.3	21.4	369,867	43.3	21.3	

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位：人）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7		4								
8		4								
9	5	9								
10		1								
11		8								
12		2	2							
13	9	32	6							
14		9	2							
15		15	7							
16		5	1				1			
17	11	40	13			1		1		
18		12	4	1					1	
19	2	16	7			1			3	
20	1	5	6						3	
21	4	31	24						1	
22		9	13						1	
23	3	13	16							
24		8	7						1	
25	6	39	26	1					1	
26		11	15	1			1			
27	15	15	28	4					1	
28	3	7	16			1	1		2	
29	43	36	31							
30	1	14	19							
31	21	15	28						1	
32	1	7	16	1					2	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
33	50	16	31	4				2	1	
34	9	4	14	4				1	2	
35	12	7	25	2				2		
36	3	2	14					2		
37	49		27	3		1		7		
38	4		9	6				6		
39	7		38	9				3		
40	3		8	9			2	5		
41	5		18	16			5	2	1	
42	1		12	20	1		1	3		
43		1	21	28			9			
44	1		11	16			6	4		
45	2	1	35	52			18	5		
46			8	29	1		11			
47			32	56			10			
48			9	24			4			
49	6		49	72	2		13			
50			20	35	2	1	7			
51			14	41			6			
52			12	17	2		2			
53	1		53	38	4	1	8			
54			10	24	2	2	2			
55			31	64	1	1	3			
56			12	15	1	1	2			
57			25	51	9	2	10			
58			6	22	10	1				
59			6	71	1	3	1			
60			7	20	4	2				
61			4	66	29	6	6			
62			2	19	39	6				
63			3	26	21	13				
64			5	62	48	7				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65			4	52	12	16				
66			2	11	25	7				
67			3	11	47	10				
68			2	23	58	12				
69			3	70	23	51				
70			1	6	64	10				
71			2	5	21	31				
72			4	14	48	20				
73			1	5	12	45				
74			2	14	51	18				
75			2	35	21	16				
76			2	12	11	20				
77				4	12	408				
78				3	61					
79			2	3	25					
80			2	3	13					
81				11	12					
82			2	8	39					
83			2	3	46					
84				6	25					
85			2	8	241					
86				6						
87				7						
88			1	3						
89				5						
90			2	8						
91			2	4						
92			1	1						
93				152						
94			2							
95										
96										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97										
98										
99										
100										
101										
102			2							
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109			1							
110			1							
111			1							
112										
113			13							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
特										1
小計	278	398	922	1,422	1,044	714	129	43	21	1
再任用 職員		1	11							
合計	278	399	933	1,422	1,044	714	129	43	21	1
									合計	4,984

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用 短時間 勤務職員		4	99							

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7	23								
8									
9	2								
10									
11									
12									
13	17								
14									
15	2		1						
16									
17	19		1						
18	1				1				
19	4	6	1				1		
20		3							
21	65	50	1	1					
22	3	1							
23	7	21	6	3					
24	2	7	2	1					
25	20	64	4		1				
26		10	1		1				
27	3	31	13	2					
28	4	11	3	3					
29	2	47	3	4					
30	3	7	2	3	1				
31	2	33	3	2					
32	4	9	6	1					
33	5	32	5	2					
34	2	12	5	6	1				
35	1	29	10	6	1				
36		16	5	3	1				
37	2	26	15	4					
38		9	3	4	1				
39		25	11	6	2				1
40		18	14	7	3				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
41	1	30	15	5	1				
42	1	16	18	8					4
43		19	9	7	4				
44		15	16	2	2				1
45	1	24	10	8	4				5
46		13	11	5					
47	1	17	16	5	1				
48	1	14	22	7		1			
49		22	18	5	1				
50		17	20	5	1				
51		18	18	10	2				
52		16	16	3	1		1		
53		18	24	4	4	1			
54	1	10	18	8	3	1			
55		3	9	5	2				
56		4	12	6	2				
57		7	10	11	2				
58		2	17	13	2				
59			7	10	1		1		
60		2	10	6	2	1			
61		2	10	10	2	1		30	
62			4	12	5				
63			14	16	4	3	1		
64		2	6	12	6	1	1		
65			6	15	5				
66			12	6	4		2		
67			7	8	6				
68			2	8	8				
69			4	17	4	2	4		
70			6	7	7	1	1		
71			2	15	6	2	9		
72			6	9	7		1		
73			6	8	6	1	4		
74		1	9	3	7	3			
75			2	9	4	4	2		
76			4	10	7	4	5		
77			2	6	7	3	45		
78			3	2	9	5			
79			3	1	9	3			
80			3	6	15	2			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
81			3	5	8	1			
82				7	8	1			
83			3	5	27	1			
84			3	4	3	3			
85			3	2	26	63			
86			2	6	9				
87			3	5	11				
88			2	7	8				
89			2	8	12				
90			2	6	11				
91				11	12				
92			3	5	9				
93				6	161				
94			2	8					
95			2	12					
96			1	7					
97			2	8					
98				6					
99				6					
100				6					
101			2	8					
102				8					
103			1	8					
104				6					
105				6					
106				8					
107				12					
108				5					
109				6					
110				6					
111				5					
112				6					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
113				8					
114				7					
115				2					
116				5					
117				8					
118				6					
119				10					
120				5					
121				4					
122				5					
123				5					
124				5					
125				136					
126									
127									
128									
129			1						
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
小計	199	739	559	791	481	108	78	30	11
再任用 職員							1		
合計	199	739	559	791	481	108	79	30	11
								合計	2,997

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
再任用 短時間 勤務職員				6	6	3			

研究職給料表〔試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用〕

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13		6			
14					
15					
16					
17		1	1		
18		2	2		
19		1			
20			1		
21		4	1		
22		1	1		
23		1			
24			2		2
25		2	2		6
26		2	2		2
27		1			1
28					3
29		3	1		
30		1	1		1
31		2	1		2
32					1
33		5	2		1
34		2	2	1	3
35		1	4		2
36		2	1		2
37		2	1	1	2
38		1			
39		2	2	1	4
40			2	3	2
41		1	2	2	1
42		1		2	4
43		2		3	1
44		4	3	3	1
45			3	3	1
46			1	1	2
47		1	2	3	1
48				3	1
49		1	3	1	1
50			4	3	
51			2		2
52					1
53			3	2	3
54			1	1	2
55			2		
56					1
57			1		13
58					
59			2		
60					

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68			1		
69					
70					
71					
72					
73					
74			1		
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
小計		55	60	33	69
再任用職員					
合計		55	60	33	69
				合計	217

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
再任用 短務 職員			9		

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11			1	
12				
13	2	2		1
14				
15		1		
16				
17	2	2		
18				
19		1		
20		2		
21	2			
22				
23			1	
24				
25	2			
26				
27				
28				
29	2			
30				
31				
32				
33				
34		1		
35				
36				
37				
38				
39				1
40				
41		1		
42				1
43			1	
44				
45				1
46				
47			3	
48	1			

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				1
57				
58				
59				1
60				
61				
62				
63				
64			1	1
65				4
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
小計	11	10	7	11
再任用職員				
合計	11	10	7	11
			合計	39

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 短時間 勤務職員				

医療職給料表（二）（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5		1				
6				1		
7						
8						
9						1
10						
11						
12		1				
13			1			
14			1	1		
15						
16				1		
17		9	3			
18			2	2		
19			2			1
20			1	1		3
21		4	1	3		
22			1	1		
23		2	2	1		2
24			1	1		
25			4	2		1
26			2	1		1
27						2
28			2			
29		2				2
30			1	3	1	1
31			1	1		2
32		1		1		
33		1	1	1		1
34		1	1	4	5	2
35		1				1
36					1	
37				1	2	
38			1	4		
39			2			1
40					1	
41		1	1	1	1	3
42			1	1	1	
43				2		
44			1	3		
45			3	1		1
46				1	1	
47				2		2
48						2
49						
50						
51						3
52						
53						43
54						
55						
56						

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57						
58						
59						
60						
61						
62		1				
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
小 計		25	36	42	13	75
再 任 用 員				3		
合 計		25	36	45	13	75
					合 計	194

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再 任 用 短 時 間 勤 務 員				6		

医療職給料表（三）（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		1				
14						
15						
16						
17		2				
18		1				
19		1				
20			2			
21		1				
22						
23						
24			1			
25		2	2	1		
26						
27				1		
28				1		
29				3		
30			1	1	1	
31				2		
32			1		2	
33		1	1			
34					1	
35				1		
36		1	2	1		
37			4		1	
38				1		
39				1		
40					1	
41					2	
42			1	2	1	1
43						
44				1		

号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
45						
46						2
47		1			1	2
48						2
49				2		1
50						
51						2
52				1		
53						1
54					3	
55			1		2	
56					2	
57				1	1	1
58					2	
59						
60						2
61					1	1
62						
63					1	5
64						1
65						3
66						1
67					2	
68						1
69					1	21
70						
71					2	
72						
73					2	
74					1	
75						
76					1	
77						
78					2	
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88					1	

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113				1		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
小計		11	16	21	34	47
再任用職員						
合計		11	16	21	34	47
					合計	129

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用 短時間 勤務職員					1	

高等学校等教育職給料表（高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用）

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
1					
2					
3					
4					
5			19		
6					
7					
8					
9			37		
10					
11			7		
12			1		
13			27		
14					
15			6		
16			1		
17			28		1
18					
19			6		
20			2		
21			35		
22			1		
23			4		
24			1		
25	1	30			1
26		2			1
27		7			1
28		6			1
29	1	23			3
30		7			1
31		14			4
32		8			1
33	3	28			2
34		3			4
35		12			3
36	1	3			2
37	3	16			3
38		1			3
39	1	8			3
40	1	10			2
41	3	25			2
42		12			4
43		11			1
44	1	10			5
45	3	33			22
46		10			
47	1	14			
48		12			
49	2	22			
50		5			
51	1	19			
52	2	5		3	

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
53		2	21	3	
54			12	3	
55		2	14	5	
56		1	11	4	
57			31	1	
58		1	4	3	
59		1	27	2	
60			12	8	
61		3	28	5	
62			16	2	
63		1	23	8	
64			16	5	
65		2	15	2	
66			13	3	
67			33	5	
68			12	2	
69		5	28	2	
70			18	4	
71			31	4	
72		1	11	2	
73		2	22	1	
74			12	6	
75			17	1	
76			10	2	
77		1	15	3	
78			15	1	
79		1	17	2	
80		1	13	1	
81		3	33	1	
82			10		
83		1	22	1	
84			15	1	
85			43	4	
86		1	16		
87			18		
88			12		
89		1	34		
90			20		
91		2	22		
92		1	16		
93			35		
94		2	25		
95		4	23		
96		4	35		
97		2	18		
98			45		
99		2	16		
100			23		
101			43		
102			58		
103			68		
104			48		

号給	級	1 級	2 級	3 級	4 級
105			75		
106			55		
107		2	94		
108			35		
109			71		
110			54		
111		1	43		
112			56		
113			49		
114			37		
115			40		
116			74		
117			55		
118			32		
119			83		
120			33		
121			36		
122			33		
123			39		
124			42		
125			34		
126			34		
127			36		
128			35		
129		1	33		
130			34		
131			32		
132			46		
133			51		
134			31		
135			30		
136			28		
137			26		
138			14		
139			12		
140			21		
141			20		
142			20		
143			15		
144			10		
145		1	60		
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153		2			
小計		78	3,384	100	70
再任用職員		8	40		
合計		86	3,424	100	70
				合計	3,680

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 短時間 勤務職員	3	55		

中学校・小学校教育職給料表（中学校及び小学校に勤務する教育職員に適用）

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15		2		
16				
17		117		
18				
19		1		
20				
21		151		
22				2
23		12		3
24				3
25		150		6
26				4
27		12		8
28		5		13
29		99		15
30		1		32
31		21		25
32		7		20
33		136		33
34		6		25
35		24		40
36		13		34
37		120		26
38		9		35
39		26		37
40		19		25
41		89		23
42		11		15
43		29		24
44		33		24
45		102		78
46		19		
47		34		
48		16		
49		83		
50		17		
51		32		
52		25		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
53		72		
54		22		
55		39		
56		21		
57		73		
58		25		
59		43		
60		36		
61		60		
62		21		
63		35		
64		28		
65		60	1	
66		25	1	
67		41	2	
68		28	5	
69		52	2	
70		33	6	
71		31	6	
72		29	7	
73		38	9	
74		20	7	
75		46	22	
76		33	24	
77		45	24	
78		26	38	
79		59	39	
80		24	44	
81		48	28	
82		24	31	
83		35	30	
84		22	41	
85		24	32	
86		22	25	
87		36	24	
88		17	18	
89		30	19	
90		25	15	
91		38	9	
92		23	5	
93		74	9	
94		20	8	
95		44	6	
96		22	4	
97		70	2	
98		32	3	
99		55	1	
100		39	2	
101		73	18	
102		30		
103		48		
104		42		

級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
105		67		
106		36		
107		86		
108		63		
109		39		
110		70		
111		63		
112		70		
113		80		
114		102		
115		112		
116		100		
117		125		
118		116		
119		148		
120		100		
121		123		
122		97		
123		85		
124		118		
125		94		
126		81		
127		87		
128		107		
129		89		
130		87		
131		138		
132		96		
133		100		
134		85		
135		73		
136		56		
137		79		
138		94		
139		97		
140		126		
141		101		
142		111		
143		109		
144		109		
145		92		
146		62		
147		60		
148		55		
149		77		
150		75		
151		82		
152		59		
153		54		
154		33		
155		35		
156		21		
157		120		
小計		7,923	567	550
再任用職員		8		
合計		7,931	567	550
			合計	9,048

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 短時間 勤務職員		39		

行政職給料表（企業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9		1								
10										
11										
12										
13	1	1								
14			1							
15		2								
16										
17		3	1							
18		2								
19			1							
20										
21	1	1	2							
22		3	1							
23										
24										
25		4	3							
26										
27		1	6							
28			1							
29	3	1	1							
30			1	1						
31			4							
32										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
33	2	1								
34			2							
35	1		4							
36										
37	3									
38			2	1						
39			4	1						
40										
41										
42			1	1						
43				2						
44				1						
45			6	4				1		
46			1	2			1			
47			1	2						
48				4						
49			4	2			2			
50				4			1			
51				3						
52			2	2						
53			1	3						
54			1	1						
55			4	8		1				
56				1			1			
57			2	2			1			
58				3						
59				1			1			
60						1				
61				3						
62					3					
63				1	1	2				
64				1	2	1				

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				3		1				
66				1	1	1				
67					4	1				
68					2					
69				3	1	3				
70					3					
71					3					
72				1	2					
73						3				
74					2					
75				1						
76					1					
77				1		13				
78					3					
79					1					
80					3					
81										
82					1					
83					1					
84					2					
85					1					
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
97										
98										
99										
100										
101										
102										
103										
104										
105										
106										
107										
108										
109										
110										
111										
112										
113										
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
小計	11	20	57	64	37	27	7	1		
再任用 職員			2							
合計	11	20	59	64	37	27	7	1		
									合計	226

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用 短時間 勤務職員			2							

行政職給料表（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17		1								
18										
19										
20			1							
21			1							
22										
23										
24										
25		3								
26										
27										
28										
29		1								
30			1							
31										
32										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
33			1							
34		2								
35	1									
36										
37		1								
38										
39										
40				1				1		
41			1	1						
42				1						
43			1							
44										
45										
46				1						
47										
48							1			
49										
50				1						
51			1							
52										
53			1							
54				1						
55				3						
56										
57										
58					1					
59										
60										
61										
62					1	1				
63										
64										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				1		1				
66										
67					1					
68										
69					2					
70					1					
71										
72						1				
73						1				
74										
75						1				
76										
77						4				
78										
79										
80					1					
81										
82										
83										
84										
85										
86										
87										
88										
89										
90										
91										
92										
93										
94										
95										
96										

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
小計	1	8	8	10	7	9	1	1			
再任用 職員											
合計	1	8	8	10	7	9	1	1			
										合計	45

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
再任用 短時間 勤務職員										

医療職給料表（一）（病院事業庁）

給号	1 級	2 級	3 級	4 級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15		1		
16				
17		1		
18				
19				
20		1		
21	3			
22				
23				
24	1	1		
25				
26				
27				
28				
29	1			
30				
31				
32	1			
33	1			
34				
35				
36				
37			1	
38		1		
39				
40			1	1
41				
42				
43				
44				
45		1		
46		1		
47				
48				

給号	1 級	2 級	3 級	4 級
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				1
61				
62				
63				
64				
65				1
66			1	
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
小計	7	7	4	3
再任用職員				
合計	7	7	4	3
			合計	21

	1 級	2 級	3 級	4 級
再任用 短時間 勤務職員				

医療職給料表（二）（病院事業庁）

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15				2		
16						
17		1				
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25			1			
26		1				
27						
28		1				
29			1	2		
30						
31					1	
32			1			
33		1				
34			1		1	
35					1	1
36						
37	1			1		
38						
39				1		
40						
41			1			
42						
43			1			
44					1	
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						6
54						
55						
56						

号給 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
小計	1	4	6	6	4	7
再任用職員						
合計	1	4	6	6	4	7
					合計	28

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用 短時間 勤務職員						

医療職給料表（三）（病院事業庁）

給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		3	2			
18				1		
19						
20			2			
21		5	4	1		
22			2			
23		3				
24						
25		3	1	1	1	
26			2			
27			1			
28			1	1		
29		3	2			
30		2	2			
31		2	1	1		
32			3		1	
33		3		1		
34			3			
35				4	1	
36			2			
37			1	1		
38				1	1	
39			1	1	1	1
40			2	2		
41					2	
42					2	1
43			1	2		
44		1		1	1	

給号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
45		1		2	4	
46				2	1	
47					1	1
48		1			1	1
49				2	2	
50						
51				1		
52				1		
53			2			
54				1		1
55						
56					1	
57				1	4	1
58					2	
59					4	
60					2	2
61				1	2	
62					1	
63					3	
64						
65				1		
66						
67					3	
68					1	
69					1	3
70					1	
71						
72						
73					1	
74					1	
75						
76				1		
77					1	
78			1		1	
79						
80				1		
81						
82				1	1	
83						
84					1	
85						
86						
87						
88					1	

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
89					1	
90						
91						
92						
93					7	
94						
95						
96						
97				1		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108				1		
109						
110						
111						
112						
113				2		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

給 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
小計		27	36	37	59	11
再任用職員			2			
合計		27	38	37	59	11
					合計	172

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
再任用 短時間 勤務職員						

現業職員給料表（知事部局等）

号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17		1		
18				
19				
20				
21		1		
22				
23				
24		1	1	
25				
26				
27			1	
28	1			
29				
30				
31		1		
32		1	1	
33		1		
34		1	2	
35				
36	1			
37			1	
38			3	
39			2	
40				
41			1	
42				
43			5	
44		1	2	
45			2	
46	1		3	
47			3	
48			3	

号給	1級	2級	3級	4級
49	1		2	
50			3	
51			2	
52			2	
53			7	
54			4	
55			4	
56			4	
57			2	
58			1	
59				
60			3	
61			2	
62			2	
63			2	
64			2	
65			3	
66			4	
67			2	
68			2	
69			4	
70			3	
71				
72			1	
73			4	
74			6	
75			4	1
76			4	2
77			7	1
78			4	
79			8	
80			5	1
81			3	
82			4	
83			5	
84			3	2
85			12	
86			3	1
87			7	
88			5	1
89			5	1
90			3	1
91			9	1
92			3	
93			4	1
94			3	
95			10	
96			5	1

号給	1級	2級	3級	4級
97			2	2
98			4	1
99			1	1
100			5	1
101			5	2
102			5	1
103			6	2
104			2	2
105			2	1
106				
107			7	1
108			3	2
109			1	1
110			2	2
111			3	
112			4	1
113			5	1
114			3	
115				
116			4	
117			3	
118			3	
119			1	
120				
121			3	
122			2	
123			2	
124			3	
125			1	
126				
127			3	
128			1	
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137			2	
小計	4	8	305	35
再任用職員			19	
合計	4	8	324	35
			合計	371

	1級	2級	3級	4級
再任用 短時間 勤務職員				

現業職員給料表（企業庁）

号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

号給	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94			1	
95				
96				

号給	1級	2級	3級	4級
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
小計			2	
再任用職員				
合計			2	
			合計	2

	1級	2級	3級	4級
再任用 短時間 勤務職員				

現業職員給料表（病院事業庁）

号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31			1	
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39		1		
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				

号給	1級	2級	3級	4級
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70			1	
71			1	
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80			1	
81			1	
82				
83				
84				
85				
86				
87			1	
88				
89				
90			1	
91				
92				
93			1	
94				
95				
96				

号給	1級	2級	3級	4級
97			1	
98				
99				
100				
101				
102				
103			1	
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
小計		1	10	
再任用職員				
合計		1	10	
			合計	11

	1級	2級	3級	4級
再任用 短時間 勤務職員				

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数

行政職給料表

(単位 : 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	4										4
19	8										8
20	13										13
21	6										6
22	41										41
23	74										74
24	73										73
25	30	39									69
26	8	59									67
27	6	52									58
28	8	70									78
29	6	74									80
30	1	55	9								65
31		29	34								63
32		13	41			1					55
33		4	75			1					80
34		1	98								99
35		1	101			1	1				104
36			108								108
37			123								123
38			151	8		1		1			161
39			71	78			2				151
40			24	185							209
41		1	23	176							200
42			9	197							206
43			13	184	2		1				200
44			6	189	21						216
45			5	71	95						171
46			8	82	109			1			200
47			4	22	194	1					221
48			1	32	155	3					191
49			1	15	129	10					155
50			2	28	117	32	3				182
51			1	20	115	39	5				180
52			1	24	5	105	8	1			144
53			5	37	3	99	16	4			164
54			3	20	4	72	15	3	1		118
55			1	18	16	77	18	8			138
56			1	10	27	77	14	6	7		142
57			2	13	17	69	12	7	4		124
58				7	18	64	16	4	3	1	113
59			1	6	17	62	18	8	4		116
60									1		1
61~									1		1
小計	278	398	922	1,422	1,044	714	129	43	21	1	4,972
再任用 職員											
60		1	7								8
61~			4								4
小計		1	11								12
合計	278	399	933	1,422	1,044	714	129	43	21	1	4,984
再任用 短時間 勤務職員											
60		1	22								23
61~		3	77								80
計		4	99								103

公安職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	20									20
19	18									18
20	19									19
21	17									17
22	72									72
23	22	56								78
24	9	92	1							102
25	4	102	3							109
26	4	79	7							90
27	5	85	19							109
28	3	74	20							97
29	1	77	31	1						110
30	3	68	34	8						113
31	1	44	63	13						121
32		31	45	14						90
33	1	16	63	20						100
34		8	58	31	2					99
35		3	48	17	1					69
36		1	35	33	4					73
37		2	45	50	5		1			103
38			25	31	9					65
39		1	24	59	6					90
40			7	44	4	1				56
41			5	33	12	1				51
42			7	17	7	1				32
43			11	21	14	3				49
44			5	33	13	2				53
45			2	14	8	3	3			30
46				33	18	1				52
47				26	18	10	2			56
48				20	30	7	2			59
49				23	23	8	6			60
50				13	29	9	2	1		54
51				25	33	6	5	1		70
52				17	30	6	12	3		68
53				20	18	9	9	3		59
54				25	23	7	4	3		62
55				29	27	7	8	4	3	78
56			1	32	31	9	7	3	2	85
57				26	40	3	8	4	2	83
58				34	46	5	7	4	3	99
59				29	30	10	2	4	1	76
60										
61~										
小計	199	739	559	791	481	108	78	30	11	2,996
再任用員										
60										
61~							1			1
小計							1			1
合計	199	739	559	791	481	108	79	30	11	2,997

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
再任用 短時間 勤務職員										
60				6	6	2				14
61~						1				1
計				6	6	3				15

研究職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22		2				2
23		1				1
24		6				6
25		1				1
26		6				6
27		3				3
28		7				7
29		7				7
30		6				6
31		4				4
32		3	1			4
33		3	2			5
34		2	7			9
35		1	3			4
36		3	6			9
37			7			7
38			6			6
39			5			5
40			13			13
41			6			6
42			1			1
43			1	7		8
44			2	8		10
45				8		8
46				5		5
47				1	8	9
48				4	5	9
49					6	6
50					6	6
51					8	8
52					7	7
53					3	3
54					9	9
55					3	3
56					7	7
57						
58					5	5
59					2	2
60						
61~						
小計		55	60	33	69	217
再任用 職員						
60						
61~						
小計						
合計		55	60	33	69	217

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
再任用 短時間 勤務職員						
60			4			4
61~			5			5
計			9			9

医療職給料表 (一)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	2				2
28	1				1
29	1				1
30	3				3
31	2				2
32		4			4
33		1			1
34		2			2
35		1			1
36		1			1
37	1		1		2
38		1		1	2
39					
40					
41					
42			2		2
43					
44					
45			1		1
46					
47			1		1
48					
49					
50			1		1
51			1		1
52					
53				1	1
54				1	1
55				1	1
56				1	1
57					
58				1	1
59				2	2
60					
61~				3	3
小計	11	10	7	11	39
再任用 職員					
60					
61~					
小計					
合計	11	10	7	11	39

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60					
61~					
計					

医療職給料表（二）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		3					3
25		5					5
26		4					4
27		2	2				4
28		2	4				6
29		2	5				7
30		2	6				8
31		1	2				3
32		2	1				3
33		1	4				5
34			2	1			3
35			5				5
36			2	4			6
37			1	7			8
38			2	3			5
39	1			5			6
40				7			7
41				6			6
42				7	1		8
43					5		5
44				1	2	2	5
45					3	8	11
46					2	4	6
47						3	3
48						4	4
49						2	2
50							
51						3	3
52						5	5
53						5	5
54				1		4	5
55						7	7
56						14	14
57						5	5
58						6	6
59						3	3
60							
61～							
小 計		25	36	42	13	75	191
再任用 職員							
60							
61～				3			3
小 計				3			3
合 計		25	36	45	13	75	194

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再任用 短時間 勤務職員							
60				4			4
61～				2			2
計				6			6

医療職給料表（三）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23		3					3
24		2					2
25		3					3
26							
27		1					1
28							
29							
30			1				1
31			1				1
32			1				1
33			4				4
34		1	1	3			5
35			2	2			4
36		1	1	2			4
37			1	3			4
38				3			3
39				1	2		3
40			1	1	4		6
41			1	1	3		5
42					1		1
43				1	2		3
44			2	1	3		6
45				1	2		3
46					3	1	4
47				1	1	4	6
48					4	3	7
49					3		3
50					1	2	3
51					2	6	8
52					1	8	9
53					1	5	6
54						2	2
55						3	3
56					1	5	6
57						3	3
58						3	3
59				1		2	3
60							
61～							
小 計		11	16	21	34	47	129
再任用 職員							
60							
61～							
小 計							
合 計		11	16	21	34	47	129

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再任用 短時間 勤務職員							
60					1		1
61～							
計					1		1

高等学校等教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22	1	17			18
23	1	29			30
24	1	44			45
25	5	36			41
26	4	42			46
27	3	28			31
28	2	51			53
29	3	50			53
30	10	48			58
31	1	42			43
32	4	51			55
33	3	52			55
34	2	77			79
35	5	76			81
36	3	82			85
37	3	87			90
38	5	62			67
39	13	84			97
40	1	98			99
41		88			88
42	1	96			97
43	1	102			103
44	1	121			122
45		115			115
46		142	2		144
47	1	150	5		156
48		140	9		149
49	1	188	9		198
50		165	10	1	176
51		146	17	3	166
52		129	11	4	144
53		114	13	5	132
54	1	129	2	5	137
55		104	2	12	118
56	1	120	2	6	129
57		107	6	11	124
58	1	82	8	9	100
59		90	4	14	108
60					
61~					
小計	78	3,384	100	70	3,632
再任用 職員					
60	1	11			12
61~	7	29			36
小計	8	40			48
合計	86	3,424	100	70	3,680

中学校・小学校教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22		108			108
23		153			153
24		161			161
25		121			121
26		151			151
27		150			150
28		194			194
29		150			150
30		172			172
31		153			153
32		134			134
33		161			161
34		151			151
35		144			144
36		136			136
37		158			158
38		147			147
39		215			215
40		194			194
41		222			222
42		229			229
43		262			262
44		284			284
45		240			240
46		247			247
47		304	5		309
48		316	15		331
49		297	15		312
50		307	50		357
51		301	57	8	366
52		325	88	13	426
53		313	122	38	473
54		341	77	55	473
55		282	57	75	414
56		262	33	80	375
57		197	12	100	309
58		144	18	89	251
59		97	18	92	207
60					
61~					
小計		7,923	567	550	9,040
再任用 職員					
60		3			3
61~		5			5
小計		8			8
合計		7,931	567	550	9,048

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60	1	20			21
61~	2	35			37
計	3	55			58

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60		10			10
61~		29			29
計		39			39

学校栄養職員給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53				1		1
54				1		1
55				1		1
56						
57						
58						
59						
60						
61~						
小 計				3		3
再 任 用 職 員						
60						
61~						
小 計						
合 計				3		3

特定任期付
職員

号給 年齢	5 号給
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
53	
54	
55	
56	
57	
58	
59	
60	
61~	1
小 計	1
合 計	1

合 計

年 齡	人 員
18	24
19	26
20	32
21	23
22	241
23	339
24	392
25	349
26	365
27	358
28	436
29	408
30	426
31	390
32	346
33	411
34	447
35	412
36	422
37	495
38	456
39	567
40	584
41	578
42	576
43	630
44	696
45	579
46	658
47	761
48	750
49	736
50	779
51	802
52	803
53	844
54	808
55	763
56	759
57	648
58	578
59	517
60	1
61~	5
小 計	21,220
再 任 用 職 員	
60	23
61~	49
小 計	72
合 計	21,292

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
再 任 用 短 時 間 勤 務 職						
60						
61~						
計						

	人 員
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	
60	77
61~	154
計	231

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19	1										1
20											
21	1										1
22	3										3
23	2										2
24	2										2
25	2	2									4
26		4									4
27		2									2
28		6									6
29		3									3
30		3									3
31			3								3
32			3								3
33			9								9
34			6								6
35			8								8
36			5								5
37			8								8
38			10								10
39			4	9							13
40			1	7							8
41				17							17
42				10							10
43				9							9
44				8							8
45				1	5						6
46				2	4						6
47					8						8
48				1	8	1					10
49					4	2					6
50					7	2					9
51					1	4					5
52						2					2
53						1	1				2
54						2					2
55						3	1	1			5
56						2					2
57						1	2				3
58						2	2				4
59						5	1				6
60											
61～											
小 計	11	20	57	64	37	27	7	1			224
再 任 用 員											
60											
61～			2								2
小 計			2								2
合 計	11	20	59	64	37	27	7	1			226

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
再 任 用 短 時 間 勤 務 員											
60			1								1
61～			1								1
計			2								2

行政職給料表（病院事業庁）

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24	1										1
25											
26		1									1
27											
28											
29		4									4
30											
31			1								1
32		1									1
33		2									2
34			1								1
35			2								2
36			1								1
37			1								1
38											
39			1	2							3
40				1							1
41				3							3
42				2							2
43											
44				1							1
45			1		2						3
46											
47					1						1
48					3						3
49				1	1						2
50						1					1
51											
52						1					1
53						1	1				2
54						2		1			3
55						3					3
56											
57											
58						1					1
59											
60											
61～											
小計	1	8	8	10	7	9	1	1			45
再任用 職員 60 61～											
小計											
合計	1	8	8	10	7	9	1	1			45

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
再任用 短時間 勤務職員 60 61～											
計											

医療職給料表（一）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28	1				1
29					
30					
31	2				2
32	1				1
33	1				1
34	1	3			4
35	1	1			2
36					
37					
38		1	1		2
39					
40					
41					
42		1	1		2
43					
44					
45					
46					
47			1		1
48		1			1
49					
50					
51			1		1
52					
53					
54				1	1
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61～				2	2
小計	7	7	4	3	21
再任用 職員 60 61～					
小計					
合計	7	7	4	3	21

	1級	2級	3級	4級	計
再任用 短時間 勤務職員 60 61～					
計					

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		1					1
26	1						1
27							
28		1					1
29							
30		1	1				2
31		1	1				2
32			1				1
33							
34			2				2
35			1	1			2
36				1			1
37							
38							
39				1			1
40				3			3
41							
42					1		1
43					1		1
44							
45					1		1
46					1		1
47							
48							
49						1	1
50							
51							
52							
53						1	1
54						1	1
55						1	1
56						1	1
57						1	1
58						1	1
59							
60							
61～							
小 計	1	4	6	6	4	7	28
再 任 用 職 員							
60							
61～							
小 計							
合 計	1	4	6	6	4	7	28

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
18								
19								
20								
21								
22								
23			3				3	
24			5				5	
25			1				1	
26			5				5	
27			2				2	
28			2	1			3	
29				3			3	
30			1	1			2	
31			2	2			4	
32			1	2	1		4	
33			1	2			3	
34				2	2		4	
35			1	6	1		8	
36				3	1		4	
37			1	4	4		9	
38				1	2	1	4	
39				1	4	1	6	
40			1	1	6	2	10	
41				2	1	1	4	
42				1	2	2	5	
43			1	1	1	5	8	
44						5	5	
45						4	4	
46					1	6	1	8
47					3	4		7
48					1	3	1	5
49					1	4	1	6
50					1	4	1	6
51				1	1	4		6
52				1		3	1	5
53				1	1	2	3	7
54						2		2
55					1	2		3
56						1	1	3
57							1	1
58						1	1	2
59					1	2		3
60								
61～								
小 計		27	36	37	59	11	170	
再 任 用 職 員								
60								
61～			2				2	
小 計			2				2	
合 計		27	38	37	59	11	172	

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員							
60							
61～							
計							

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員							
60							
61～							
計							

現業職員給料表（知事部局等）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22	1				1
23					
24	1				1
25					
26		2			2
27	1				1
28	1				1
29		2			2
30		1			1
31		1			1
32					
33		1			1
34			1		1
35			5		5
36		1	6		7
37			6		6
38			11		11
39			14		14
40			12		12
41			14		14
42			19		19
43			16		16
44			10		10
45			8		8
46			12		12
47			23		23
48			16		16
49			16		16
50			12		12
51			20		20
52			19		19
53			24		24
54			18		18
55			15		15
56			2	11	13
57			2	11	13
58			2	7	9
59			2	6	8
60					
61～					
小計	4	8	305	35	352
再任用 職員					
60			5		5
61～			14		14
小計			19		19
合計	4	8	324	35	371

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60					
61～					
計					

現業職員給料表（企業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46			1		1
47					
48					
49					
50			1		1
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61～					
小計			2		2
再任用 職員					
60					
61～					
小計					
合計			2		2

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再任用 短時間 勤務職員					
60					
61～					
計					

現業職員給料表 (病院事業庁)

年 齢	級					計
	1 級	2 級	3 級	4 級		
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32		1			1	
33						
34						
35			1		1	
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42			1		1	
43			1		1	
44			1		1	
45						
46						
47			1		1	
48			1		1	
49			1		1	
50						
51			1		1	
52						
53			1		1	
54						
55			1		1	
56						
57						
58						
59						
60						
61~						
小 計		1	10		11	
再 任 用 員						
60						
61~						
小 計						
合 計		1	10		11	

総 計

年 齢	人 員
18	24
19	27
20	32
21	24
22	245
23	344
24	401
25	355
26	378
27	363
28	448
29	420
30	434
31	403
32	357
33	427
34	465
35	440
36	440
37	519
38	483
39	604
40	618
41	616
42	616
43	665
44	721
45	601
46	686
47	802
48	786
49	768
50	808
51	835
52	830
53	881
54	835
55	791
56	778
57	666
58	595
59	534
60	1
61~	7
小 計	22,073
再 任 用 員	
60	28
61~	67
小 計	95
合 計	22,168

	1 級	2 級	3 級	4 級	計
再 任 用 員					
60					
61~					
計					

	人 員
再 任 用 員	
60	78
61~	155
計	233

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位：人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計	再任用職員を除く				
							大 学	短 大	高 校	中 学	計
行 政	1	203	25	49	1	278	203	25	49	1	278
	2	315	33	51		399	315	32	51		398
	3	562	143	228		933	561	136	225		922
	4	915	136	370	1	1,422	915	136	370	1	1,422
	5	707	65	272		1,044	707	65	272		1,044
	6	379	56	277	2	714	379	56	277	2	714
	7	115	4	10		129	115	4	10		129
	8	42		1		43	42		1		43
	9	20	1			21	20	1			21
	10	1				1	1				1
職 公	計	3,259	463	1,258	4	4,984	3,258	455	1,255	4	4,972
安 職 研	1	84	13	102		199	84	13	102		199
	2	533	34	172		739	533	34	172		739
	3	376	38	144	1	559	376	38	144	1	559
	4	384	18	383	6	791	384	18	383	6	791
	5	216	10	255		481	216	10	255		481
	6	40	4	64		108	40	4	64		108
	7	47	6	25	1	79	47	6	24	1	78
	8	14	1	14	1	30	14	1	14	1	30
	9	6		5		11	6		5		11
職 研	計	1,700	124	1,164	9	2,997	1,700	124	1,163	9	2,996
究 職 医	1										
	2	55				55	55				55
	3	58	2			60	58	2			60
	4	31	2			33	31	2			33
	5	67	2			69	67	2			69
職 医 (一)	計	211	6			217	211	6			217
一 療 職 (二)	-										
	2	22	3			25	22	3			25
	3	33	3			36	33	3			36
	4	36	9			45	33	9			42
	5	8	5			13	8	5			13
	6	53	22			75	53	22			75
職 医 (三)	計	152	42			194	149	42			191
療 職 (三)	1										
	2	9	2			11	9	2			11
	3	3	13			16	3	13			16
	4	3	18			21	3	18			21
	5	5	28	1		34	5	28	1		34
	6	39	6	2		47	39	6	2		47
職 医 (三)	計	59	67	3		129	59	67	3		129
高 校 等 教 育 職	1	66	5	14	1	86	65	5	7	1	78
	2	3,264	93	67		3,424	3,225	92	67		3,384
	3	99	1			100	99	1			100
	4	70				70	70				70
	職 教 育	計	3,499	99	81	1	3,680	3,459	98	74	1
中 小 校 教 育 職	1										
	2	7,270	657	4		7,931	7,270	649	4		7,923
	3	558	9			567	558	9			567
	4	543	7			550	543	7			550
職 教 育	計	8,371	673	4		9,048	8,371	665	4		9,040
学 校 栄 養 職 員	1										
	2										
	3										
	4		3			3		3			3
	5										
職 栄 養	計		3			3		3			3
特 定 任 期 付 職 員	5号給	1				1	1				1
合 計		17,291	1,477	2,510	14	21,292	17,247	1,460	2,499	14	21,220

給料表		学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計	再任用職員を除く				
								大 学	短 大	高 校	中 学	計
行 政	企 業 庁	1	9	-	2	-	11	9	-	2	-	11
		2	16	-	4	-	20	16	-	4	-	20
		3	24	2	33	-	59	24	2	31	-	57
		4	43	2	19	-	64	43	2	19	-	64
		5	22	1	14	-	37	22	1	14	-	37
		6	15	-	12	-	27	15	-	12	-	27
		7	6	1	-	-	7	6	1	-	-	7
		8	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
		9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	136	6	84	-	226	136	6	82	-	224	
職 院	病 院	1	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
		2	6	1	1	-	8	6	1	1	-	8
		3	6	1	1	-	8	6	1	1	-	8
		4	6	2	2	-	10	6	2	2	-	10
		5	6	-	1	-	7	6	-	1	-	7
		6	4	1	4	-	9	4	1	4	-	9
		7	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
		8	1	-	-	-	1	1	-	-	-	1
		9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	31	5	9	-	45	31	5	9	-	45	
医 療 職 (一)	事	1	7	-	-	-	7	7	-	-	-	7
		2	7	-	-	-	7	7	-	-	-	7
		3	4	-	-	-	4	4	-	-	-	4
		4	3	-	-	-	3	3	-	-	-	3
		計	21	-	-	-	21	21	-	-	-	21
医 療 職 (二)	業	1	-	1	-	-	1	-	1	-	-	1
		2	1	3	-	-	4	1	3	-	-	4
		3	-	6	-	-	6	-	6	-	-	6
		4	3	3	-	-	6	3	3	-	-	6
		5	2	2	-	-	4	2	2	-	-	4
		計	10	18	-	-	28	10	18	-	-	28
医 療 職 (三)	庁	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2	14	13	-	-	27	14	13	-	-	27
		3	4	34	-	-	38	4	32	-	-	36
		4	2	27	8	-	37	2	27	8	-	37
		5	1	52	6	-	59	1	52	6	-	59
		6	-	11	-	-	11	-	11	-	-	11
		計	21	137	14	-	172	21	135	14	-	170
現 業 職 員	知 事 部 局 等	1	-	4	-	-	4	-	4	-	-	4
		2	1	2	5	-	8	1	2	5	-	8
		3	28	37	242	17	324	28	36	229	12	305
		4	3	1	26	5	35	3	1	26	5	35
		計	32	44	273	22	371	32	43	260	17	352
	企 業 庁	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		3	1	-	1	-	2	1	-	1	-	2
		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	1	-	1	-	2	1	-	1	-	2
病 院 事 業 庁	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	
	3	-	4	6	-	10	-	4	6	-	10	
	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	-	4	7	-	11	-	4	7	-	11	
総			17,543	1,691	2,898	36	22,168	17,499	1,671	2,872	31	22,073

第8表 扶養親族の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 あ る 職 員	扶 養 親 族 の		
		うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族で ある子を有する者	うち配偶者・子 以外の扶養親族 を有する者
1 人	3,245 人	1,480 人	1,455 人	310 人
2 人	3,518	1,530	3,322	263
3 人	2,567	1,995	2,525	185
4 人	636	534	636	120
5 人	96	84	96	43
6人以上	20	18	20	8
計	10,082	5,641	8,054	929

(注) 1. この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2. 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。

(その2、その3及び第9 1表から第10 2表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	5,641 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 まで	13,909
うち配偶者のいない職員の扶養親族1人	452
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,577
計	21,127

その3 給料表別平均手当額及び平均扶養親族数

給料表 項目	手当受給職員	手当受給者 1人あたり平均額	平均扶養親族数	
			受給者平均	職員平均
行政職	2,670人	21,073円	2.2人	1.2人 (1.2)
公安職	1,759	20,179	2.1	1.2 (1.2)
研究職	122	21,721	2.2	1.2
医療職(一)	23	19,435	2.0	1.2
医療職(二)	64	19,148	2.0	0.6 (0.7)
医療職(三)	24	15,896	1.9	0.4
高校等教育職	1,885	20,626	2.1	1.1 (1.1)
中小学校教育職	3,535	19,302	2.0	0.8 (0.8)
学校栄養職員				
特定 任期付職員				
平均(計)	10,082	20,192	2.1	1.0 (1.0)

(注) ()は、再任用職員を除いた職員平均の数である。

第9-1表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等

給料表	住居の種類	自 宅	借 家 借			
			公 舎	職 員 住 宅	公 営 住 宅	
行 政 職		4,012 人	972 人 (748)	183 人	63 人	12 人
公 安 職		1,447	1,550 (1,079)	25	1,112	—
研 究 職		146	71 (56)	14	3	1
医 療 職 (一)		22	17 (10)	1	8	—
医 療 職 (二)		139	55 (44)	11	—	—
医 療 職 (三)		113	16 (12)	4	—	—
高 校 等 教 育 職		2,916	764 (762)	1	108	1
中 小 校 教 育 職		7,648	1,400 (1,386)	1	53	3
学 校 栄 養 職 員		2	1 (1)	—	—	—
特 定 任 期 付 職 員		1	—	—	—	—
計		16,446	4,846 (4,098)	240	1,347	17
家 賃 等 の 平 均 負 担 額			40,631 円	7,707 円	14,131 円	52,459 円

(注) () は、借家、借間等で手当を支給されている職員数である。(第9-2表において

間 な ど				受給者 1 人		職員 1 人
民間借家・借間	その他	配偶者の居住する借家・借間	家賃等の平均負担額	受給者 1 人のあたり手当額	配偶者の居住する借家・借間のあたり手当額	職員 1 人のあたり手当額
714 人	人	—	43,572 円	7,760 円	—	4,760 円
412	—	1	22,942	8,825	13,500	6,552
53	—	—	44,440	11,311	—	7,297
8	—	—	36,915	12,505	—	7,054
44	—	—	45,827	11,885	—	6,678
12	—	—	39,588	9,274	—	2,804
654	—	—	50,327	9,243	—	5,832
1,341	2	—	52,527	9,486	—	4,593
1	—	—	64,000	27,000	—	9,000
—	—	—	—	—	—	—
3,239	2	1	40,631	8,940	13,500	5,163
54,035 円	9,500 円	83,700 円				

同じ。)

第9-2表 給料表別、住居の種類別職員数及び家賃等の平均負担額等（再任用職員を除く）

給料表	住居の種類	自 宅	借 家 借		
			公 舎	職 員 住 宅	公 営 住 宅
行 政 職	4,000 人	972 人 (748)	183 人	63 人	12 人
公 安 職	1,446	1,550 (1,079)	25	1,112	—
研 究 職	146	71 (56)	14	3	1
医 療 職 (一)	22	17 (10)	1	8	—
医 療 職 (二)	136	55 (44)	11	—	—
医 療 職 (三)	113	16 (12)	4	—	—
高 校 等 教 育 職	2,868	764 (762)	1	108	1
中 小 校 教 育 職	7,640	1,400 (1,386)	1	53	3
学 校 栄 養 職 員	2	1 (1)	—	—	—
特 定 任 期 付 職 員	1	—	—	—	—
計	16,374	4,846 (4,098)	240	1,347	17
家 賃 等 の 平 均 負 担 額		40,631 円	7,707 円	14,131 円	52,459 円

間 な ど				受給者 1 人		職員 1 人
民間借家・借間	その他	配偶者の居住する借家・借間	家賃等の平均負担額	当たり手当額	配偶者の居住する借家・借間	当たり手当額
714 人	人	—	43,572 円	7,760 円	—	4,771 円
412	—	1	22,942	8,825	13,500	6,554
53	—	—	44,440	11,311	—	7,297
8	—	—	36,915	12,505	—	7,054
44	—	—	45,827	11,885	—	6,783
12	—	—	39,588	9,274	—	2,804
654	—	—	50,327	9,243	—	5,910
1,341	2	—	52,527	9,486	—	4,597
1	—	—	64,000	27,000	—	9,000
—	—	—	—	—	—	—
3,239	2	1	40,631	8,940	13,500	5,180
54,035 円	9,500 円	83,700 円				

第10 1表 給料表別通勤手当の支給状況等

区 分		通 勤 手 当					
		交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者	
		人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額
給 料 表	行政職	1,572人	12,775円	2,463人	10,540円	382人	24,704円
	公安職	103	13,764	2,024	8,908	29	31,241
	研究職	27	18,499	152	12,131	16	42,452
	医療職（一）	3	8,487	15	5,320	1	51,675
	医療職（二）	28	18,759	133	12,524	11	28,886
	医療職（三）	12	20,490	105	9,788	2	24,993
	高校等教育職	151	16,517	3,213	10,245	96	37,830
	中小校教育職	188	11,594	8,268	7,202	72	28,403
	学校栄養職員			3	9,000		
	特 定 任期付職員						
計	2,084	13,181	16,376	8,616	609	28,109	
平均利用距離		23.5 km		13.3 km		41.1 km	
平均通勤所要時間		47.0 分		27.9 分		58.7 分	

- (注) 1. 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。(第10 2表において同じ。)
2. 「交通機関利用者1人当たり運賃平均負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。(第10 2表において同じ。)
3. 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。(第10 2表において同じ。)

当		通 勤 手 当 非 受 給 者	職 員 1 人 当 た り 支 給 額	交 通 機 関 利 用 者 1 人 当 た り 運 賃 平 均 負 担 額
人 員	受 給 者 1 人 当 た り 支 給 額			
4,417 人	12,560 円	567 人	11,131 円	14,409 円
2,156	9,440	841	6,791	17,021
195	15,500	22	13,929	26,774
19	8,260	20	4,024	19,284
172	14,586	22	12,932	20,343
119	11,122	10	10,260	20,547
3,460	11,284	220	10,609	24,006
8,528	7,478	520	7,048	15,119
3	9,000		9,000	
		1		
19,069	9,737	2,223	8,721	15,797
15.3 km				
31.0 分		12.7 分	28.4 分	

第10 2表 給料表別通勤手当の支給状況等（再任用職員を除く）

区 分		通 勤 手					
		交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者	
		人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額	人 員	受給者1人 当たり支給額
給 料 表	行政職	1,565人	12,796円	2,459人	10,542円	382人	24,704円
	公安職	103	13,764	2,023	8,907	29	31,241
	研究職	27	18,499	152	12,131	16	42,452
	医療職（一）	3	8,487	15	5,320	1	51,675
	医療職（二）	27	18,736	131	12,631	11	28,886
	医療職（三）	12	20,490	105	9,788	2	24,993
	高校等教育職	146	16,812	3,174	10,243	95	37,555
	中小校教育職	185	11,701	8,263	7,204	72	28,403
	学校栄養職員			3	9,000		
	特 定 任期付職員						
計	2,068	13,220	16,325	8,613	608	28,050	
平均利用距離		23.6 km		13.3 km		41.1 km	
平均通勤所要時間		47.0 分		27.9 分		58.7 分	

当		通 勤 手 当 非 受 給 者	職 員 1 人 当 た り 支 給 額	交 通 機 関 利 用 者 1 人 当 た り 運 賃 平 均 負 担 額
人 員	受 給 者 1 人 当 た り 支 給 額			
4,406 人	12,570 円	566 人	11,139 円	14,424 円
2,155	9,440	841	6,790	17,027
195	15,500	22	13,929	26,774
19	8,260	20	4,024	19,284
169	14,664	22	12,975	20,358
119	11,122	10	10,260	20,547
3,415	11,284	217	10,610	24,095
8,520	7,481	520	7,050	15,128
3	9,000		9,000	
		1		
19,001	9,737	2,219	8,718	15,812
15.3 km				
31.0 分		12.7 分	28.4 分	

参考 1 給料表別休職者等の状況

給料表	区 分	休 職	公益法人等 派 遣	外 国 派 遣	大 学 院 修 学 休 業	育 児 休 業	育 児 短 時 間 務 務	計
行 政 職		35 人	81 人			80 人	15 人	211 人
公 安 職		8	2			40		50
研 究 職		1				1		2
医 療 職 (一)						1		1
医 療 職 (二)		6	9			3		18
医 療 職 (三)						4	1	5
高 校 等 教 育 職		27	1	3	1	90	19	141
中 小 校 教 育 職		53	3	3		299	32	390
学 校 栄 養 職 員						1		1
特 定 任 期 付 職 員								
計		130	96	6	1	519	67	819

行 政 職	企 業 庁	6				2	2	10
		1				2	1	4
医 療 職 (一)	病 院 事 業 庁		2					2
医 療 職 (二)		1				3		4
医 療 職 (三)		1				7		8

現 業 職 員	知 事 部 局 等	2				1		3
	企 業 庁							
	病 院 事 業 庁					1		1

合 計		141	98	6	1	535	70	851
-----	--	-----	----	---	---	-----	----	-----

(注) 平成24年4月の人事統計調査において調査対象外になった職員の状態である。

第 1 1 表 初任給の状況 (代表例)

給 料 表	区 分	給 料 月 額
行 政 職	A 試 験 (大 学 卒)	178,800 円
	B 試 験 (短 大 卒)	158,700
	C 試 験 (高 校 卒)	144,500
公 安 職	C 試 験 (高 校 卒)	168,400
研 究 職	A 試 験 (大 学 卒)	194,800
	C 試 験 (高 校 卒)	145,200
医 療 職 (一)	医 師 (大 学 6 卒)	247,600
医 療 職 (二)	薬 剤 師 (大 学 6 卒)	204,000
医 療 職 (三)	看 護 師 (短 大 3 卒)	198,300
	准 看 護 師 (養 成 所 卒)	159,000
高 校 等 中 小 校 教 育 職	教 諭 (大 学 卒)	199,700

平成24年職種別民間給与実態調査の概要

1. 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2. 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3. 調査の範囲

ア. 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所のうち、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）に分類された 707 事業所

イ. 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 56 職種、合計 78 職種

4. 調査対象の抽出

ア. 事業所の抽出

上記3のアに記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から147事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

イ. 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ. 調査実人員

6,323人（うち初任給関係職種 353人）であるが、行政職に相当する調査実人員は、5,439人（うち初任給関係職種 307人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は48,150人であり、うち行政職に相当するものは38,385人である。

5. 集 計

ア. 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

イ. 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第12表 産業別、企業規模別調査対象事業所数

(単位：事業所)

産業	企業規模	規模計	規模別		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計		136	54	57	25
漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		8	4	2	2
製造業		77	32	33	12
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		24	9	9	6
卸売業，小売業		8	2	2	4
金融業，保険業、不動産業，物品賃貸業		5	3	2	
教育，学習支援業、医療，福祉，サービス業		14	4	9	1

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が11あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員・技術者計	大学卒	197,534	202,611	188,530	※ 203,200
		短大卒	166,332	163,053	※ 173,589	—
		高校卒	161,086	161,345	160,238	163,983
	新卒事務員	大学卒	194,790	203,696	180,600	※ 203,200
		短大卒	※ 174,616	※ 182,000	※ 168,101	—
		高校卒	163,887	164,796	※ 153,333	※ 168,100
	新卒技術者	大学卒	199,817	201,838	195,936	—
		短大卒	164,816	160,824	※ 175,558	—
		高校卒	160,139	159,569	160,781	※ 161,925
そ の 他	準新卒医師	大学6卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	X	X	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	短大3卒	204,986	205,350	204,500	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1. 「X」は、調査実人員1人であることを示す。
 2. 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
 3. 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 4. 「準新卒」とは、平成23年度中に資格免許を取得し、平成24年4月までの間に採用された場合をいう。

第14表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
事務	支店長	15	51.6	740,192	—	740,192	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	14	50.8	752,980	—	752,980	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
技	工場長	14	49.2	636,584	—	636,584	構成員50人以上の工場(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	48.8	631,429	—	631,429	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	48.8	669,928	—	669,928	
術	事務部長	140	52.7	646,554	375	646,179	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	102	53.4	655,327	425	654,902	
	短大卒	6	55.7	668,240	—	668,240	
	高校卒	32	50.0	614,374	277	614,097	
関	技術部長	132	52.2	649,210	1,580	647,630	同 上
	大学卒	100	52.5	665,690	226	665,464	
	短大卒	10	54.0	668,115	—	668,115	
	高校卒	22	50.1	555,986	9,254	546,732	
係	事務部次長	47	52.5	653,868	392	653,476	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	30	52.4	687,067	372	686,695	
	短大卒	6	54.2	506,735	—	506,735	
	高校卒	11	52.0	646,442	639	645,803	
種	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) (B)		
							円
事務	技術部次長	72	48.6	560,319	2,661	557,658	前記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	48	47.9	566,725	879	565,846	
	短大卒	5	51.4	593,672		593,672	
	高校卒	19	49.7	538,611	7,284	531,327	
	中学卒						
・	事務課長	269	48.8	569,463	8,238	561,225	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長又は職能資格等が前記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	166	47.9	578,760	10,624	568,136	
	短大卒	6	54.1	469,021	11,066	457,955	
	高校卒	94	50.0	558,442	3,540	554,902	
	中学卒	3	51.1	544,752		544,752	
技術	技術課長	249	48.0	524,160	5,581	518,579	同 上
	大学卒	128	47.3	530,258	6,592	523,666	
	短大卒	24	47.1	520,719	10,337	510,382	
	高校卒	96	49.1	517,445	3,022	514,423	
	中学卒	1	X	X	X	X	
関	事務課長代理	60	45.8	486,463	35,817	450,646	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者又は職能資格等が前記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
	大学卒	33	41.0	463,298	39,796	423,502	
	短大卒	4	50.5	451,855	17,288	434,567	
	高校卒	23	52.4	528,347	33,074	495,273	
	中学卒						
係	技術課長代理	77	48.7	493,370	56,834	436,536	同 上
	大学卒	22	44.1	452,344	35,601	416,743	
	短大卒	8	47.5	507,306	46,596	460,710	
	高校卒	47	51.0	509,999	68,076	441,923	
	中学卒						
職	事務係長	362	44.2	418,569	44,832	373,737	係の長及び係長級専門職
	大学卒	157	42.7	414,086	47,267	366,819	
	短大卒	46	40.9	379,645	32,032	347,613	
	高校卒	155	46.4	436,151	46,433	389,718	
	中学卒	4	52.1	321,523	29,602	291,921	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	技術係長	343	42.2	464,288	81,861	382,427	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	173	40.2	457,705	77,982	379,723	
	短 大 卒	40	41.8	462,907	92,288	370,619	
	高 校 卒	124	45.2	477,066	85,789	391,277	
	中 学 卒	6	49.1	405,424	50,606	354,818	
技 術 関 係	事務主任	249	42.4	394,098	55,280	338,818	職務上一般係員 より上位にある 主任者
	大 学 卒	93	38.2	372,163	55,429	316,734	
	短 大 卒	45	41.8	380,383	60,904	319,479	
	高 校 卒	108	46.0	418,295	52,925	365,370	
	中 学 卒	3	49.8	429,216	45,812	383,404	
職 種	技術主任	307	37.4	421,693	97,990	323,703	同 上
	大 学 卒	165	35.7	412,518	96,476	316,042	
	短 大 卒	40	37.1	394,265	83,404	310,861	
	高 校 卒	100	40.6	452,198	108,691	343,507	
	中 学 卒	2	49.5	299,847	1,417	298,430	
職 種	事務係員	1,520	35.5	305,258	39,883	265,375	
	大 学 卒	612	31.6	317,996	47,709	270,287	
	短 大 卒	255	36.4	275,140	27,087	248,053	
	高 校 卒	642	39.0	303,214	36,438	266,776	
	中 学 卒	11	46.5	302,507	40,443	262,064	
職 種	技術係員	1,275	33.9	339,272	62,162	277,110	
	大 学 卒	628	30.0	350,163	73,428	276,735	
	短 大 卒	153	32.5	312,750	53,192	259,558	
	高 校 卒	482	39.3	330,472	48,729	281,743	
	中 学 卒	12	50.6	348,379	56,934	291,445	

(2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支店長	14	52.0	752,226		752,226	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	13	51.1	766,777		766,777	
	短大卒 高校卒 中学卒	1	X	X	X	X	
技 術	工場長	7	48.6	726,861		726,861	構成員50人以上の工場の上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	49.8	721,803		721,803	
	短大卒 高校卒 中学卒	2	46.2	737,517		737,517	
関 係	事務部長	84	52.8	684,198	590	683,608	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	62	53.3	691,976	656	691,320	
	短大卒 高校卒 中学卒	3 19	55.3 50.6	671,729 659,580	453	671,729 659,127	
職 種	技術部長	92	52.6	675,061	176	674,885	同 上
	大学卒	80	52.5	683,289	202	683,087	
	短大卒 高校卒 中学卒	5 7	54.4 52.3	668,054 590,867		668,054 590,867	
種	事務部次長	39	52.1	682,876	480	682,396	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	29	52.3	695,434	389	695,045	
	短大卒 高校卒 中学卒	2 8	52.7 51.2	531,772 674,928	883	531,772 674,045	
種	技術部次長	49	48.3	595,228	1,703	593,525	同 上
	大学卒	36	47.9	597,811	1,205	596,606	
	短大卒 高校卒 中学卒	4 9	52.8 48.3	609,031 581,457	4,004	609,031 577,453	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	185	49.1	603,403	9,044	594,359	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長又は職能 資格等が前記課の 長と同等と認めら れる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	116	48.4	609,113	13,067	596,046	
	短 大 卒	2	54.0	534,891	29,583	505,308	
	高 校 卒	65	50.1	595,843	57	595,786	
	中 学 卒	2	53.7	525,214		525,214	
	技術課長	172	48.7	551,419	5,527	545,892	同 上
	大 学 卒	104	48.1	548,150	5,925	542,225	
	短 大 卒	16	47.0	536,814	5,990	530,824	
	高 校 卒	52	50.3	561,853	4,637	557,216	
	事務課長代理	34	47.9	550,738	42,565	508,173	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者又は職能資格等 が前記課長代理と同等と 認められる課長代理及び 課長代理級専門職
大 学 卒	13	40.8	563,068	59,954	503,114		
短 大 卒	1	X	X	X	X		
高 校 卒	20	53.4	544,174	28,778	515,396		
技術課長代理	51	50.2	515,430	72,732	442,698	同 上	
大 学 卒	15	44.1	460,686	47,865	412,821		
短 大 卒	5	49.8	524,185	64,051	460,134		
高 校 卒	31	53.1	539,764	85,495	454,269		
事務係長	200	45.4	452,349	53,878	398,471	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	77	44.3	449,151	59,651	389,500		
短 大 卒	25	41.3	390,341	32,783	357,558		
高 校 卒	95	47.1	471,712	54,707	417,005		
中 学 卒	3	48.8	387,845	43,781	344,064		
技術係長	205	42.5	479,647	74,937	404,710	同 上	
大 学 卒	115	40.0	460,491	64,414	396,077		
短 大 卒	19	41.4	457,311	68,252	389,059		
高 校 卒	69	46.6	517,025	94,579	422,446		
中 学 卒	2	58.0	472,913	50,636	422,277		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A) (B)		
							円
事務主任	人	歳				職務上一般係員 より上位にある 主任者	
	153	43.6	435,203	71,187	364,016		
	大学卒	49	38.1	422,081	83,801		338,280
	短大卒	23	41.3	432,755	89,368		343,387
	高校卒	81	47.7	444,128	57,713		386,415
事務主任	193	37.3	454,887	111,815	343,072	同 上	
大学卒	104	35.3	431,468	97,864	333,604		
短大卒	20	37.2	416,736	88,609	328,127		
高校卒	69	40.5	502,566	140,363	362,203		
事務係員	762	35.3	329,851	48,229	281,622		
	大学卒	334	30.9	334,035	54,529		279,506
	短大卒	129	37.1	299,505	35,635		263,870
	高校卒	293	40.2	336,585	44,995		291,590
	中学卒	6	42.9	316,586	49,297		267,289
技術係員	828	33.7	346,224	64,359	281,865		
	大学卒	428	29.3	356,923	77,078		279,845
	短大卒	65	32.1	329,637	61,748		267,889
	高校卒	328	40.0	334,385	47,376		287,009
	中学卒	7	50.7	319,684	33,231		286,453

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A) (B)		
事 務	支店長	1	X	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
技 術	工場長	7	49.9	518,082		518,082	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	47.7	517,253		517,253	
関	短大卒	1	X	X	X	X	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	高校卒	1	X	X	X	X	
係	事務部長	46	53.2	596,091	12	596,079	同上
	大学卒	35	53.3	592,294	15	592,279	
職	短大卒	3	56.1	664,555		664,555	同上
	高校卒	8	51.5	586,831		586,831	
種	技術部長	34	51.1	585,558	6,816	578,742	同上
	大学卒	17	52.4	586,906	402	586,504	
種	短大卒	5	53.5	668,191		668,191	同上
	高校卒	12	48.1	549,843	19,645	530,198	
種	事務部次長	8	54.3	525,143		525,143	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	1	X	X	X	X	
種	短大卒	4	54.9	495,349		495,349	同上
	高校卒	3	53.9	572,027		572,027	
種	技術部次長	16	48.3	522,645		522,645	同上
	大学卒	9	46.4	510,642		510,642	
種	短大卒	1	X	X	X	X	同上
	高校卒	6	51.6	543,142		543,142	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務課長	70	48.9	481,327	4,811	476,516	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長又は職能 資格等が前記課の 長と同等と認めら れる課の長及び課 長級専門職
	大 学 卒	42	47.8	492,947	3,552	489,395	
	短 大 卒	4	54.2	429,657	—	429,657	
	高 校 卒	23	49.9	464,927	8,326	456,601	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
技 術	技術課長	62	45.4	452,258	5,188	447,070	同 上
	大 学 卒	18	41.1	435,175	7,140	428,035	
	短 大 卒	8	47.1	476,396	22,308	454,088	
	高 校 卒	35	47.2	457,667	361	457,306	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
関 係	事務課長代理	18	41.8	386,041	37,729	348,312	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者又は職能資格等 が前記課長代理と同等と 認められる課長代理及び 課長代理級専門職
	大 学 卒	14	40.2	377,583	34,846	342,737	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	3	45.3	422,391	61,837	360,554	
	—	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長代理	23	44.5	434,504	16,914	417,590	同 上
	大 学 卒	7	44.0	428,128	—	428,128	
	短 大 卒	2	39.6	443,034	21,644	421,390	
	高 校 卒	14	45.4	436,453	24,684	411,769	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事務係長	129	42.9	384,590	38,057	346,533	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	68	41.1	379,608	37,942	341,666	
	短 大 卒	17	41.2	380,555	38,781	341,774	
	高 校 卒	44	46.3	394,047	37,942	356,105	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術 係	技術係長	116	41.5	444,204	107,154	337,050	同 上
	大 学 卒	53	40.3	457,848	122,930	334,918	
	短 大 卒	18	42.8	480,856	123,932	356,924	
	高 校 卒	42	42.4	409,263	78,359	330,904	
	中 学 卒	3	45.6	376,830	48,056	328,774	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A) (B)		
							円
事務主任	人	歳				職務上一般係員 より上位にある 主任者	
	72	41.2	331,146	29,370	301,776		
	大学卒	35	38.8	324,517	26,214		298,303
	短大卒	18	40.8	324,098	24,362		299,736
	高校卒	17	45.4	341,228	36,758		304,470
中学卒	2	52.0	431,023	71,553	359,470		
技術主任	91	36.9	373,147	80,190	292,957	同 上	
	大学卒	51	35.8	388,372	98,557		289,815
	短大卒	15	36.9	377,599	79,920		297,679
	高校卒	23	39.0	332,222	34,264		297,958
	中学卒	2	49.5	299,847	1,417		298,430
事務係員	602	35.5	275,236	30,523	244,713		
	大学卒	227	32.5	290,545	38,310	252,235	
	短大卒	107	35.6	241,297	16,249	225,048	
	高校卒	264	37.8	275,795	29,687	246,108	
	中学卒	4	52.6	284,868	28,816	256,052	
技術係員	402	34.3	319,387	56,356	263,031		
	大学卒	179	32.8	325,273	60,249	265,024	
	短大卒	77	33.4	297,903	44,940	252,963	
	高校卒	141	36.3	320,080	55,565	264,515	
	中学卒	5	50.5	413,027	110,337	302,690	

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
	人	歳	円	円	円	
事 務	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
工 場	工場長	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
技 術	事務部長	10	50.5	533,977	—	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長又は職能資格等が前記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	55.0	577,865	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	5	46.0	490,088	—	
関	技術部長	6	51.3	500,866	—	同 上
	大学卒	3	52.3	531,200	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	3	50.3	470,533	—	
係	事務部次長	—	—	—	—	上記部長に事故等のあるときの職務代行者又は職能資格等が前記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
	大学卒	—	—	—	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	—	—	—	—	
種	技術部次長	7	51.1	424,643	13,714	同 上
	大学卒	3	52.3	407,733	—	
	短大卒	—	—	—	—	
	高校卒	4	50.3	437,325	24,000	
	中 学 卒	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長	14	43.9	453,424	10,905	442,519	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長又は職能 資格等が前記課の 長と同等と認めら れる課の長及び課 長級専門職
	大学卒	8	40.3	446,356	663	445,693	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	6	48.8	462,847	24,562	438,285	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長	15	46.9	397,624	7,933	389,691	同 上
	大学卒	6	47.7	415,073	19,833	395,240	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	9	46.4	385,992	—	385,992	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務課長代理	8	45.1	416,865	2,045	414,820	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者又は職能資格等 が前記課長代理と同等と 認められる課長代理及び 課長代理級専門職
	大学卒	6	43.0	406,077	960	405,117	
	短大卒	2	51.5	449,230	5,300	443,930	
	高校卒	—	—	—	—	—	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術課長代理	3	47.7	438,417	—	438,417	同 上
	大学卒	—	—	—	—	—	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	46.5	389,925	—	389,925	
	中学卒	—	—	—	—	—	
係 長	事務係長	33	41.2	321,475	11,003	310,472	係の長及び係長 級専門職
	大学卒	12	40.0	348,130	10,076	338,054	
	短大卒	4	37.5	309,722	1,560	308,162	
	高校卒	16	41.9	312,936	14,717	298,219	
	中学卒	1	X	X	X	X	
種 別	技術係長	22	41.6	351,468	40,604	310,864	同 上
	大学卒	5	44.2	353,565	20,081	333,484	
	短大卒	3	39.0	393,503	99,569	293,934	
	高校卒	13	41.8	344,432	33,587	310,845	
	中学卒	1	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳				職務上一般係員 より上位にある 主任者	
	24	38.3	314,123	28,447	285,676		
	大学卒	9	37.3	277,378	8,885		268,493
	短大卒	4	48.5	313,742	49,670		264,072
	高校卒	10	34.3	336,159	40,409		295,750
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	23	40.7	348,982	56,531	292,451	同 上	
	大学卒	10	38.9	357,366	67,516		289,850
	短大卒	5	37.2	352,851	72,531		280,320
	高校卒	8	45.1	336,083	32,800		303,283
	中学卒	—	—	—	—		—
事務係員	156	36.3	254,397	19,439	234,958		
	大学卒	51	34.6	281,207	21,996		259,211
	短大卒	19	35.1	271,084	19,835		251,249
	高校卒	85	37.4	234,817	18,035		216,782
	中学卒	1	X	X	X		X
技術係員	45	35.2	276,387	37,294	239,093		
	大学卒	21	33.7	299,650	43,531		256,119
	短大卒	11	30.4	254,885	29,650		225,235
	高校卒	13	41.6	257,002	33,686		223,316
	中学卒	—	—	—	—		—

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成24年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	—	—	—	—	見習、外国語の電話交換手 を除く。 免許者	
	自家用乗用自動車運転手	—	—	—	—		
	守 衛	6	51.3	348,176	58,158		290,018
	用 務 員	1	X	X	X		X
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	2	59.5	772,916	—	772,916	役員を除く。
	大 学 教 授	48	56.0	685,577	—	685,577	
	大 学 准 教 授	45	47.3	548,240	—	548,240	
	大 学 講 師	20	45.9	495,389	251	495,138	
	大 学 助 教	19	36.0	384,450	—	384,450	
	大 学 助 手	17	31.4	311,397	14,965	296,432	
職 種	高 等 学 校 校 長	1	X	X	X	X	同 上
	高 等 学 校 教 頭	1	X	X	X	X	
	高 等 学 校 教 諭	20	39.4	373,256	2,000	371,256	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	2	53.6	784,912	5,894	779,018	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	7	49.9	532,813	—	532,813	
	研 究 室 (係) 長	26	41.8	447,150	12,879	434,271	
	主 任 研 究 員	25	48.9	549,618	947	548,671	
	研 究 員	54	31.7	337,479	25,468	312,011	
	研 究 補 助 員	6	33.7	324,593	39,668	284,925	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	66.0	1,794,375	—	1,794,375	部下に医師又は歯科医師5人 以上(役員を除く。) 上記院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人 以上
	副 院 長	7	54.3	1,822,551	336,485	1,486,066	
	医 科 長	19	44.4	1,524,217	173,450	1,350,767	
	医 師	27	39.3	994,416	61,804	932,612	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	
療 養 関 係 職 種	薬 局 長	5	51.6	476,599	39,982	436,617	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	22	33.5	326,118	34,609	291,509	
	診 療 放 射 線 技 師	37	36.7	360,319	15,319	345,000	
	臨 床 検 査 技 師	35	40.5	332,928	14,076	318,852	
	栄 養 士	27	36.9	262,152	10,883	251,269	
	理 学 療 法 士	53	30.2	281,494	10,202	271,292	
	作 業 療 法 士	32	29.3	270,697	12,824	257,873	
種	総 看 護 師 長	6	56.2	540,672	—	540,672	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師 5人以上
	看 護 師 長	61	47.0	435,018	16,098	418,920	
	看 護 師	133	34.7	345,595	11,732	333,863	
	准 看 護 師	72	47.8	337,788	11,076	326,712	

第15表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	24.0 %	(17.0) %	(79.2) %	(3.8) %	76.0 %	39.6 %	(8.1) %	(90.5) %	(1.4) %	60.4 %
	500人以上	27.9	(24.5)	(75.5)		72.1	64.8	(6.5)	(92.6)	(0.9)	35.2
	100人以上 500人未満	29.1	(11.9)	(80.9)	(7.2)	70.9	42.9	(8.3)	(90.7)	(1.0)	57.1
	100人未満	4.0		(100.0)		96.0	22.8	(9.6)	(87.2)	(3.2)	77.2
高 校 卒	計	20.3	(13.2)	(86.8)		79.7	14.4	(9.8)	(88.7)	(1.5)	85.6
	500人以上	16.9	(30.9)	(69.1)		83.1	17.0	(13.1)	(85.9)	(1.0)	83.0
	100人以上 500人未満	23.3		(100.0)		76.7	15.1	(7.4)	(91.5)	(1.1)	84.9
	100人未満	19.8	(20.0)	(80.0)		80.2	11.9	(12.8)	(84.6)	(2.6)	88.1

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	13,520円	14,531円
配偶者と子1人	19,772円 (6,252円)	20,349円 (5,818円)
配偶者と子2人	25,032円 (5,260円)	25,594円 (5,245円)

(注) 1. 支給月額、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を扶養家族の構成に応じて累計したものである。

2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。

3. 扶養（家族）手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 住居（住宅）手当の支給状況

項 目		事 業 所 の 割 合	
		三 重 県	全 国
支 給 の 有 無	支 給	49.8 %	51.2 %
	非 支 給	50.2	48.8
借家・借間居住者に対する住居（住宅）		27,000円以上	27,000円以上
手当月額の最高支給額の中位階層		28,000円未満	28,000円未満

備考 本県職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第18表 特別給の支給状況

区分 項目		三重県	全 国	
			事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均給与 月額	上半期 (A1)	338,211 円	387,573 円	278,655 円
	下半期 (A2)	351,715	388,210	278,675
特別給の 支給額	上半期 (B1)	674,753 円	777,236 円	472,244 円
	下半期 (B2)	690,778	755,830	497,178
特別給の 支給割合	上半期 (B1/A1)	2.00 月分	2.01 月分	1.69 月分
	下半期 (B2/A2)	1.96	1.95	1.78
年間の平均		3.96 月分	3.94 月分	

(注) 下半期は平成23年8月から平成24年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第19表 雇用調整の実施状況

項 目	実施事業所の割合	
	三重県	全 国
採用の停止・抑制	7.5%	12.2%
転 籍	4.7	1.6
希望退職者の募集	4.1	2.1
正社員 の 解 雇	2.2	0.7
部門の整理閉鎖・部門間の配転	6.4	3.6
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	3.3	2.4
残 業 の 規 制	9.9	7.3
一時帰休・休業	4.6	3.4
ワークシェアリング	2.1	0.4
賃 金 カ ッ ト	2.4	3.1
計	23.4	22.1

(注) 1 平成24年1月以降の実施状況である。
2 項目については、複数回答である。

第20表 給与改定の状況

項目 役職 段階	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース慣行 な し	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース慣行 な し
係 員	9.1%	22.8%	0.8%	67.3%	14.1%	15.2%	0.6%	70.1%
課長級	9.7	19.4	0.9	70.0	12.6	14.1	0.9	72.4

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第21表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三重 県	係 員	91.1 %	84.8 %	23.3 %	8.3 %	53.2 %	6.3 %	8.9 %
	課 長 級	73.5	68.7	20.3	6.2	42.2	4.8	26.5
全 国	係 員	86.2	81.0	25.0	8.6	47.4	5.2	13.8
	課 長 級	78.0	72.7	21.9	7.9	42.9	5.3	22.0

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第22表 定期昇給制度の状況

役職 段階	項目	三 重 県					全 国				
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし	定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	定期昇給 制度なし
係 員	計	92.9 %	43.1 %	77.3 %	40.9 %	7.1 %	89.3 %	39.8 %	71.9 %	39.8 %	10.7 %
	500人以上	95.1	40.6	80.6	47.6	4.9	92.9	38.4	79.5	56.6	7.1
	100人以上 500人未満	94.7	47.3	75.1	32.7	5.3	91.6	42.6	71.7	39.7	8.4
	100人未満	84.2	37.6	75.2	47.0	15.8	83.8	35.6	68.4	31.8	16.2
課 長 級	計	78.1	39.4	74.7	37.3	21.9	82.8	32.6	67.5	36.0	17.2
	500人以上	71.9	28.6	73.9	38.3	28.1	80.0	25.7	69.0	47.4	20.0
	100人以上 500人未満	82.3	48.9	76.9	33.9	17.7	84.4	35.3	67.0	35.3	15.6
	100人未満	82.0	38.3	71.1	43.8	18.0	81.3	31.4	67.5	31.3	18.7

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第23表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模		項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
			一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
三重県	規模計	40.7 %	59.3 %	44.2 %	55.8 %	49.4 %	50.6 %	
	500人以上	37.4	62.6	43.4	56.6	53.9	46.1	
	100人以上 500人未満	41.1	58.9	42.9	57.1	45.2	54.8	
	100人未満	50.7	49.3	50.3	49.7	49.5	50.5	
全国	規模計	50.1	49.9	51.1	48.9	56.3	43.7	
	500人以上	44.2	55.8	45.4	54.6	57.6	42.4	
	100人以上 500人未満	51.8	48.2	52.6	47.4	57.8	42.2	
	100人未満	50.3	49.7	51.3	48.7	53.1	46.9	

Ⅲ 公民比較関係資料

第24表 公民給与の較差

区 分	減額措置前	(参考) 減額措置後
県内民間従業員の給与 (A)	393,871 円	393,871 円
職員 (行政職) の給与 (B)	393,823 円	380,439 円
較 差 (A) (B)	48 円 (0.01%)	13,432 円 (3.53%)

- (注) 1. 民間従業員及び職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2. 「県内民間従業員の給与 (A)」欄の金額は、「きまって支給する給与」から通勤手当及び時間外手当を除いたものを職員の人員構成に合わせて加重平均したものであり、「職員 (行政職) の給与 (B)」欄の金額は、給与のうち、通勤手当及び時間外勤務手当等を除いたものである。

参考2 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8 級	事務課長・技術課長		
7 級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6 級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5 級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4 級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3 級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2 級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1 級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

IV 生計費関係資料

平成 24 年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成 24 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成 24 年 4 月の全国の各費目別標準生計費（平成 21 年の「全国消費実態調査」（総務省）の 18 歳～24 歳の勤労単身世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 23 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が 1 人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成されている標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第25表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成24年4月)

その1 津市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,060 円	34,930 円	43,900 円	52,870 円	61,850 円
住居関係費	54,720	58,170	53,450	48,740	44,030
被服・履物費	6,040	8,360	10,780	13,190	15,610
雑費 I	31,180	55,740	72,860	89,980	107,090
雑費 II	11,020	31,540	34,210	36,870	39,540
計	128,020	188,740	215,200	241,650	268,120

その2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	26,280 円	36,630 円	46,030 円	55,440 円	64,850 円
住居関係費	46,400	49,330	45,330	41,330	37,340
被服・履物費	4,420	6,110	7,880	9,650	11,420
雑費 I	29,760	53,210	69,550	85,890	102,220
雑費 II	10,680	30,570	33,160	35,740	38,330
計	117,540	175,850	201,950	228,050	254,160

参考3 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.501	0.629	0.758	0.886
住居関係費	0.948	0.871	0.794	0.717
被服・履物費	0.407	0.525	0.643	0.761
雑費 I	0.363	0.474	0.585	0.697
雑費 II	0.434	0.471	0.507	0.544

V 労働経済

第26表 労働経済指標

項目				年 月		平成23年	5月	6月	7月	8月
				4月	5月	6月	7月	8月		
賃労働 金時 ・間 (毎月勤労統計調査地方調査)	きまって支給する給与	金額		270,392円	269,429	275,139	274,235	276,409		
		前年同月比		△1.0%	0.2	1.0	0.8	2.1		
		(調査) 産業計	うち調査 所定内	金額	245,332円	245,065	248,611	245,989	248,255	
			給与一般 労働者	金額	296,366円	294,663	299,570	298,019	297,418	
			うち所定外 給与	金額	25,060円	24,364	26,528	28,246	28,154	
	総実労働時間数		時間数	148.5時間	136.7	152.3	149.7	147.9		
(調査) 産業計	うち所定外 労働時間数	時間数	10.2時間	9.9	11.4	11.9	11.8			
生計 費支出 (家調査)	消費 支	世帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	292,559円	276,159	265,807	280,046	282,008	
			前年同月比	△2.5%	△1.6	△3.9	△1.8	△3.9		
	支	帯	津 市 (戦略企画部 統計課)	金額	337,001円	291,878	262,975	286,926	312,122	
			前年同月比	1.5%	△0.4	△9.3	△7.3	12.5		
費	出	勤 労 者 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	324,744円	301,174	286,056	309,356	309,078	
			前年同月比	△2.1%	△0.7	△3.9	△2.3	△4.5		
物 価	消費者 物価指数	全 国 (総務省統計局)		前年同月比	△0.4%	△0.4	△0.4	0.2	0.2	
		津 市 (戦略企画部 統計課)		前年同月比	0.1%	0.1	0.0	0.6	0.5	
国内企業物価指数 (日本銀行)				前年同月比	1.8%	1.6	1.9	2.2	2.2	
雇 用	有効求人 率	全 国 (厚生労働省)		0.62倍	0.62	0.63	0.65	0.66		
	(季節調整値)	三 重 県 (三重労働局)		0.70倍	0.68	0.66	0.69	0.72		
	完全失業率 (季節調整値)	全 国 (総務省統計局)		4.7%	4.6	4.7	4.7	4.4		

- (注) 1. 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。
2. 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。
3. 「生計費」欄は、農林漁家世帯を含む数値である。
4. 「きまって支給する給与」欄の「前年同月比」については、平成23年12月以前は平成17年平均を100、平成24年1月以降は平成22年平均を100とする指数の対比である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	平成24年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
276,586	277,264	278,685	279,883	282,124	284,081	288,436	282,988	280,424	284,283
0.5	1.7	0.0	1.4	1.9	1.0	3.2	2.4	1.7	1.0
247,063	247,054	247,515	247,863	252,783	252,612	256,572	251,941	251,512	255,464
296,713	296,252	297,210	299,110	304,457	303,959	308,615	302,926	301,190	305,941
29,523	30,210	31,170	32,020	29,341	31,469	31,864	31,047	28,912	28,819
150.9	149.7	152.4	150.6	141.9	155.3	157.0	155.8	148.3	158.9
12.9	12.4	13.2	13.8	15.0	16.2	16.8	16.0	14.9	15.4
270,010	285,605	273,428	328,080	283,124	267,855	303,841	301,948	287,911	269,810
△ 1.9	△ 0.6	△ 3.8	0.3	△ 2.1	2.7	3.6	3.2	4.3	1.5
314,847	319,708	271,728	319,765	284,098	284,113	300,683	285,786	289,945	262,277
32.9	11.4	9.0	14.8	4.2	1.3	△ 7.0	△ 15.2	△ 0.7	△ 0.3
298,931	314,275	295,066	352,005	309,449	292,825	329,671	339,069	304,653	292,937
△ 2.8	△ 2.0	△ 4.7	0.7	△ 2.7	3.2	5.0	4.4	1.2	2.4
314,298	353,274	296,489	358,348	295,889	361,893	383,056	362,111	303,892	320,557
14.5	△ 3.3	13.7	22.2	△ 2.7	5.1	8.0	△ 4.9	△ 13.0	6.5
0.0	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.2	0.1	0.3	0.5	0.4	0.2	△ 0.2
0.5	0.0	△ 0.1	0.1	0.5	0.3	0.6	0.8	0.3	0.0
2.0	1.3	1.3	0.8	0.3	0.4	0.3	△ 0.4	△ 0.7	△ 1.4
0.67	0.68	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.79	0.81	0.82
0.74	0.75	0.76	0.77	0.81	0.85	0.89	0.94	0.97	0.94
4.2	4.4	4.5	4.5	4.6	4.5	4.5	4.6	4.4	4.3

VI 経 年 統

第27表 部局別、給料表別職員数の状況

区分		年	平成15年	16	17	18
知事部局	行政職		3,895 (3)	3,837 (4)	3,831 (4)	3,757 (3)
	教育職		54	49	46	43
	研究職		186	180	179	180
	医療職(一)		26	26	31	41
	医療職(二)		206 (1)	206 (1)	204 (2)	203 (1)
	医療職(三)		135	139	132	138
	特定任期付職員					
	第1号任期付研究員		2	2	1	
	小計		4,504 (4)	4,439 (5)	4,424 (6)	4,362 (4)
警察	行政職		348	351	357 (1)	356
	公安職		2,737	2,784	2,818	2,872
	研究職		14	14	14	15
	小計		3,099	3,149	3,189 (1)	3,243
各種委員会 各事務局	行政職		465	458 (2)	456 (2)	442
	研究職		13	11	10	10
	小計		478	469 (2)	466 (2)	452
県立学校 市町立学校	高校等教育職		4,042 (3)	4,001 (11)	3,947 (18)	3,916 (11)
	中小校教育職		9,637 (1)	9,547 (2)	9,532 (2)	9,541
	行政職		875 (1)	878 (1)	887 (2)	867 (1)
	学校栄養職員		126	129	122	114
	小計		14,680 (5)	14,555 (14)	14,488 (22)	14,438 (12)
計			22,761 (9)	22,612 (21)	22,567 (31)	22,495 (16)

企業庁	行政職		263 (1)	262 (1)	265 (2)	266 (1)
-----	-----	--	---------	---------	---------	---------

病院事業庁	行政職		86	83	89	92 (2)
	医療職(一)		108	116	124	124
	医療職(二)		114	122 (1)	121 (1)	121 (1)
	医療職(三)		629 (1)	632	627 (2)	625 (1)

知事部局等	現業職員		512 (13)	493 (14)	480 (36)	464 (27)
-------	------	--	----------	----------	----------	----------

企業庁	現業職員		10	8	7 (1)	7 (1)
-----	------	--	----	---	-------	-------

病院事業庁	現業職員		54	49	46 (2)	39 (1)
-------	------	--	----	----	--------	--------

合計			24,537 (24)	24,377 (37)	24,326 (75)	24,233 (50)
----	--	--	-------------	-------------	-------------	-------------

(注) 1. 教育職給料表は、三重県立看護大学の独立行政法人化により適用職員がいなくなったため、平成21年4月に廃止された。(第28表において同じ。)

2. () は、内数で再任用職員の数である。

計 資 料

(単位：人)

1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	2 4
3,709 (3)	3,675 (2)	3,555 (6)	3,512 (4)	3,479 (2)	3,507 (5)
40	45				
179	191 (1)	188	189	197	203
39	35	41	41	37	39
201	197 (1)	200 (1)	181 (1)	184 (3)	194 (3)
127	131	125	123	127	129
				1	1
1	1	1	1		
4,296 (3)	4,275 (4)	4,110 (7)	4,047 (5)	4,025 (5)	4,073 (8)
349	346 (1)	351	342	334	342
2,920	2,983 (1)	2,978 (1)	2,976 (2)	2,992 (2)	2,997 (1)
15	15	16	15	16	14
3,284	3,344 (2)	3,345 (1)	3,333 (2)	3,342 (2)	3,353 (1)
436	390	397	364	358	344
12					
448	390	397	364	358	344
3,886 (15)	3,793 (25)	3,736 (32)	3,702 (44)	3,702 (60)	3,680 (48)
9,566 (1)	9,437 (3)	9,332 (4)	9,226 (5)	9,154 (7)	9,048 (8)
860 (1)	844 (3)	839 (3)	811 (4)	791 (6)	791 (7)
74 (1)	38 (1)	21 (1)	13 (1)	10 (1)	3
14,386 (18)	14,112 (32)	13,928 (40)	13,752 (54)	13,657 (74)	13,522 (63)
22,414 (21)	22,121 (38)	21,780 (48)	21,496 (61)	21,382 (81)	21,292 (72)
263	258 (1)	252 (7)	245 (7)	232 (4)	226 (2)
93 (1)	88	90 (1)	94 (1)	101	45
125	137	137	134	127	21
123	124	124	121	124	28
606 (1)	605 (1)	612 (2)	614 (3)	639 (2)	172 (2)
430 (11)	414 (24)	394 (24)	389 (29)	383 (30)	371 (19)
6 (2)	5 (3)	4 (2)	3 (1)	3 (1)	2
36	37	34 (1)	32 (1)	25 (1)	11
24,096 (36)	23,789 (67)	23,427 (85)	23,128 (103)	23,016 (119)	22,168 (95)

第28表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

区 分		年	平成15年		16		17		18		
				再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く	
行 政 職	一 般	職 員 数	4,708	4,705	4,646	4,640	4,644	4,637	4,555	4,552	
		平均給料月額	356,093	356,146	355,659	355,771	359,292	359,432	358,089	358,155	
		平均年齢	40.8	40.8	41.2	41.2	41.6	41.5	42.0	42.0	
			平均経験年数	19.5	19.5	19.8	19.8	20.2	20.2	20.6	20.6
	県立学校 市町立 学 校	職 員 数	875	874	878	877	887	885	867	866	
		平均給料月額	352,583	352,675	350,732	350,825	352,366	352,574	354,344	354,505	
		平均年齢	41.5	41.5	41.9	41.9	42.2	42.1	42.9	42.9	
			平均経験年数	20.9	20.9	21.2	21.2	21.5	21.4	22.2	22.2
	計	職 員 数	5,583	5,579	5,524	5,517	5,531	5,522	5,422	5,418	
		平均給料月額	355,543	355,602	354,876	354,985	358,181	358,333	357,490	357,571	
平均年齢		40.9	40.9	41.3	41.3	41.7	41.6	42.1	42.1		
		平均経験年数	19.7	19.7	20.1	20.0	20.4	20.4	20.8	20.8	
公 安 職	職 員 数	2,737	2,737	2,784	2,784	2,818	2,818	2,872	2,872		
	平均給料月額	367,738	367,738	362,326	362,326	359,754	359,754	352,906	352,906		
	平均年齢	41.2	41.2	41.2	41.2	41.0	41.0	40.6	40.6		
	平均経験年数	21.0	21.0	20.9	20.9	20.8	20.8	20.3	20.3		
教 育 職	職 員 数	54	54	49	49	46	46	43	43		
	平均給料月額	436,193	436,193	444,284	444,284	436,732	436,732	435,717	435,717		
	平均年齢	45.4	45.4	47.2	47.2	46.3	46.3	46.6	46.6		
		平均経験年数	22.7	22.7	24.5	24.5	23.2	23.2	22.8	22.8	
研 究 職	職 員 数	213	213	205	205	203	203	205	205		
	平均給料月額	391,146	391,146	392,224	392,224	397,873	397,873	397,361	397,361		
	平均年齢	40.6	40.6	41.1	41.1	41.5	41.5	41.9	41.9		
		平均経験年数	17.7	17.7	18.1	18.1	18.5	18.5	19.0	19.0	
医 療 職 (一)	職 員 数	26	26	26	26	31	31	41	41		
	平均給料月額	500,273	500,273	486,215	486,215	459,110	459,110	432,585	432,585		
	平均年齢	44.2	44.2	43.8	43.8	42.3	42.3	39.6	39.6		
		平均経験年数	19.8	19.8	19.3	19.3	17.0	17.0	14.6	14.6	
医 療 職 (二)	職 員 数	206	205	206	205	204	202	203	202		
	平均給料月額	394,986	395,428	392,440	392,886	401,630	402,627	398,276	398,826		
	平均年齢	42.9	42.8	43.3	43.2	44.3	44.1	44.4	44.3		
		平均経験年数	20.1	20.0	20.5	20.4	21.4	21.3	21.4	21.4	
医 療 職 (三)	職 員 数	135	135	139	139	132	132	138	138		
	平均給料月額	364,156	364,156	363,528	363,528	372,855	372,855	370,138	370,138		
	平均年齢	40.7	40.7	41.4	41.4	42.3	42.3	42.6	42.6		
		平均経験年数	18.3	18.3	18.7	18.7	19.6	19.6	19.8	19.8	
高 校 等 教 育 職	職 員 数	4,042	4,039	4,001	3,990	3,947	3,929	3,916	3,905		
	平均給料月額	404,742	404,827	404,401	404,767	408,774	409,355	409,987	410,335		
	平均年齢	42.6	42.6	43.0	43.0	43.4	43.3	43.8	43.8		
		平均経験年数	20.0	20.0	20.5	20.4	20.9	20.8	21.2	21.2	
中 小 校 教 育 職	職 員 数	9,637	9,636	9,547	9,545	9,532	9,530	9,541	9,541		
	平均給料月額	407,878	407,890	406,746	406,770	409,009	409,034	407,421	407,421		
	平均年齢	42.9	42.9	43.4	43.4	43.7	43.7	43.9	43.9		
		平均経験年数	20.7	20.7	21.1	21.1	21.4	21.4	21.7	21.7	
学 校 栄 養 職 員	職 員 数	126	126	129	129	122	122	114	114		
	平均給料月額	345,929	345,929	339,478	339,478	339,685	339,685	337,656	337,656		
	平均年齢	40.7	40.7	40.5	40.5	40.7	40.7	41.0	41.0		
		平均経験年数	19.9	19.9	19.7	19.7	19.9	19.9	20.2	20.2	

[単位： 職員数 人・平均給料月額 円
平均年齢 歳・平均経験年数 年]

19		20		21		22		23		24	
	再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く
4,494	4,491	4,411	4,408	4,303	4,297	4,218	4,214	4,171	4,169	4,193	4,188
355,247	355,312	354,192	354,256	352,868	352,999	351,201	351,288	350,810	350,854	350,903	351,014
42.3	42.3	42.4	42.4	42.5	42.5	42.5	42.5	42.7	42.7	42.9	42.8
20.9	20.9	21.0	21.0	21.0	21.0	20.9	20.9	21.1	21.1	21.3	21.2
860	859	844	841	839	836	811	807	791	785	791	784
352,214	352,323	355,273	355,669	354,570	354,913	354,919	355,449	351,548	352,315	349,009	349,874
43.4	43.4	44.1	44.1	44.4	44.3	44.8	44.7	44.9	44.8	45.0	44.8
22.6	22.6	23.4	23.3	23.6	23.5	24.0	23.9	24.1	24.0	23.8	24.0
5,354	5,350	5,255	5,249	5,142	5,133	5,029	5,021	4,962	4,954	4,984	4,972
354,760	354,832	354,365	354,483	353,145	353,311	351,800	351,957	350,928	351,086	350,603	350,834
42.5	42.5	42.7	42.7	42.8	42.8	42.8	42.8	43.1	43.0	43.2	43.2
21.2	21.2	21.4	21.4	21.5	21.4	21.4	21.4	21.6	21.6	21.7	21.7
2,920	2,920	2,983	2,982	2,978	2,977	2,976	2,974	2,992	2,990	2,997	2,996
344,406	344,406	337,317	337,326	334,064	334,078	330,519	330,539	328,034	328,033	327,069	327,062
40.1	40.1	39.3	39.3	39.0	39.0	38.7	38.7	38.5	38.5	38.5	38.5
19.7	19.7	18.7	18.7	18.4	18.4	18.0	18.0	17.7	17.7	17.7	17.7
40	40	45	45								
409,038	409,038	409,592	409,592								
44.2	44.2	43.8	43.8								
21.8	21.8	20.4	20.4								
206	206	206	205	204	204	204	204	213	213	217	217
392,899	392,899	385,017	385,487	384,079	384,079	376,422	376,422	376,788	376,788	374,685	374,685
42.2	42.2	41.6	41.6	41.6	41.6	40.9	40.9	41.3	41.3	41.2	41.2
19.2	19.2	18.5	18.5	18.5	18.5	17.8	17.8	18.1	18.1	18.0	18.0
39	39	35	35	41	41	41	41	37	37	39	39
421,479	421,479	427,049	427,049	434,990	434,990	430,929	430,929	432,070	432,070	433,208	433,208
39.7	39.7	40.4	40.4	41.0	41.0	40.7	40.7	41.4	41.4	40.9	40.9
14.8	14.8	15.7	15.7	16.3	16.3	15.8	15.8	16.1	16.1	15.7	15.7
201	201	197	196	200	199	181	180	184	181	194	191
391,236	391,236	384,335	384,830	374,728	375,167	371,212	371,678	367,677	369,019	357,608	358,726
44.1	44.1	43.8	43.7	43.1	43.0	43.0	42.9	43.3	43.0	42.3	42.0
21.1	21.1	20.7	20.6	19.9	19.8	19.6	19.5	19.8	19.6	18.7	18.4
127	127	131	131	125	125	123	123	127	127	129	129
369,566	369,566	369,227	369,227	378,520	378,520	373,528	373,528	366,918	366,918	365,015	365,015
43.1	43.1	43.5	43.5	45.0	45.0	44.6	44.6	44.1	44.1	44.3	44.3
20.3	20.3	20.8	20.8	22.3	22.3	22.0	22.0	21.5	21.5	21.5	21.5
3,886	3,871	3,793	3,768	3,736	3,704	3,702	3,658	3,702	3,642	3,680	3,632
406,665	407,127	407,292	408,103	406,901	407,956	404,634	406,059	399,014	400,916	397,079	398,579
44.2	44.1	44.7	44.6	45.0	44.9	45.2	45.0	45.1	44.8	45.0	44.8
21.6	21.5	22.1	22.0	22.4	22.3	22.6	22.4	22.4	22.2	22.3	22.1
9,566	9,565	9,437	9,434	9,332	9,328	9,226	9,221	9,154	9,147	9,048	9,040
402,172	402,184	399,454	399,490	396,128	396,175	392,721	392,775	387,864	387,942	385,282	385,370
44.2	44.2	44.3	44.3	44.4	44.4	44.4	44.4	44.3	44.3	44.3	44.3
21.8	21.8	21.8	21.8	22.0	22.0	22.1	22.1	22.0	21.9	22.1	22.1
74	73	38	37	21	20	13	12	10	9	3	3
330,326	330,915	337,921	339,289	376,276	380,725	359,685	365,717	359,345	367,417	409,283	409,283
41.2	40.9	42.4	41.9	48.9	48.3	48.3	47.2	49.4	47.9	54.0	54.0
20.3	20.0	21.7	21.2	28.2	27.5	27.6	26.3	28.7	27.0	33.7	33.7

区 分	年	平成15年		16		17		18	
			再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く		再任用職員 を 除 く
特定任期付 職 員	職 員 数								
	平均給料月額								
	平均年 齢								
	平均経験年数								
第 1 号 任 期 付 研 究 員	職 員 数	2	2	2	2	1	1		
	平均給料月額	661,000	661,000	653,000	653,000	653,000	653,000		
	平均年 齢	60.5	60.5	61.5	61.5	61.0	61.0		
	平均経験年数								
計	職 員 数	22,761	22,752	22,612	22,591	22,567	22,536	22,495	22,479
	平均給料月額	388,977	389,018	387,474	387,579	389,743	389,895	388,216	388,296
	平均年 齢	42.1	42.1	42.5	42.5	42.8	42.7	43.0	43.0
	平均経験年数	20.3	20.3	20.7	20.6	20.9	20.9	21.2	21.1

行 政 職	企業庁	職 員 数	263	262	262	261	265	263	266	265
		平均給料月額	332,346	332,643	334,078	334,393	337,477	338,129	339,874	340,180
		平均年 齢	39.2	39.1	39.6	39.6	39.9	39.7	40.4	40.3
		平均経験年数	18.8	18.7	19.3	19.2	19.4	19.2	19.9	19.8
医療職（一）	病 院 事 業 庁	職 員 数	86	86	83	83	89	89	92	90
		平均給料月額	333,858	333,858	340,833	340,833	341,225	341,225	331,803	333,421
		平均年 齢	38.8	38.8	40.2	40.2	40.2	40.2	40.4	39.9
		平均経験年数	17.1	17.1	18.5	18.5	18.8	18.8	18.5	18.2
医療職（二）	病 院 事 業 庁	職 員 数	108	108	116	116	124	124	124	124
		平均給料月額	443,411	443,411	433,652	433,652	412,752	412,752	416,379	416,379
		平均年 齢	40.2	40.2	40.0	40.0	38.5	38.5	39.2	39.2
		平均経験年数	16.4	16.4	16.1	16.1	14.6	14.6	15.3	15.3
医療職（三）	病 院 事 業 庁	職 員 数	114	114	122	121	121	120	121	120
		平均給料月額	327,954	327,954	324,997	325,195	329,808	330,048	327,940	328,279
		平均年 齢	37.0	37.0	37.3	37.2	37.6	37.4	37.8	37.6
		平均経験年数	15.0	15.0	15.3	15.1	15.6	15.4	15.8	15.6
医療職（三）	病 院 事 業 庁	職 員 数	629	628	632	632	627	625	625	624
		平均給料月額	306,451	306,497	300,198	300,198	300,323	300,349	300,982	300,992
		平均年 齢	35.4	35.4	35.1	35.1	35.3	35.3	35.9	35.8
		平均経験年数	13.1	13.1	12.7	12.7	12.8	12.7	13.2	13.2

現 業 職 員	知事部 局 等	職 員 数	512	499	493	479	480	444	464	437
		平均給料月額	348,127	350,566	347,610	350,414	343,890	351,365	347,260	353,603
		平均年 齢	45.0	44.6	45.4	44.9	45.9	44.8	46.2	45.3
		平均経験年数	25.8	25.3	26.1	25.6	26.6	25.4	26.8	25.9
	企業庁	職 員 数	10	10	8	8	7	6	7	6
		平均給料月額	409,960	409,960	406,250	406,250	381,643	403,300	370,271	391,217
		平均年 齢	52.2	52.2	52.8	52.8	52.9	51.7	52.4	51.0
		平均経験年数	34.0	34.0	34.5	34.5	35.0	33.3	32.6	32.5
	病 院 事 業 庁	職 員 数	54	54	49	49	46	44	39	38
		平均給料月額	352,002	352,002	352,814	352,814	344,500	348,718	338,392	340,861
		平均年 齢	45.0	45.0	45.5	45.5	45.2	44.5	43.8	43.4
		平均経験年数	24.8	24.8	25.1	25.1	24.9	24.0	23.9	23.4

総 計	職 員 数	24,537	24,513	24,377	24,340	24,326	24,251	24,233	24,183
	平均給料月額	385,092	385,208	383,516	383,695	385,518	385,891	384,195	384,457
	平均年 齢	41.9	41.9	42.3	42.3	42.6	42.5	42.8	42.8
	平均経験年数	20.2	20.2	20.5	20.5	20.8	20.7	21.0	20.9

19		20		21		22		23		24	
	再任用職員 を 除く		再任用職員 を 除く		再任用職員 を 除く		再任用職員 を 除く		再任用職員 を 除く		再任用職員 を 除く
								1	1	1	1
								621,000	621,000	620,000	620,000
								62.0	62.0	63.0	63.0
1	1	1	1	1	1	1	1				
610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000	610,000				
58.0	58.0	59.0	59.0	60.0	60.0	61.0	61.0				
22,414	22,393	22,121	22,083	21,780	21,732	21,496	21,435	21,382	21,301	21,292	21,220
383,550	383,645	381,228	381,400	378,996	379,213	376,205	376,470	372,517	372,860	370,629	370,936
43.2	43.2	43.3	43.2	43.4	43.3	43.3	43.3	43.3	43.2	43.3	43.2
21.3	21.3	21.3	21.2	21.4	21.4	21.4	21.3	21.3	21.2	21.3	21.3

263	263	258	257	252	245	245	238	232	228	226	224
336,644	336,644	337,664	337,970	332,110	334,199	335,251	337,493	334,050	335,374	337,342	338,047
40.6	40.6	40.7	40.7	40.8	40.3	41.3	40.8	41.0	40.7	41.1	41.0
20.0	20.0	20.2	20.1	20.2	19.6	20.7	20.1	20.2	19.8	20.1	19.9
93	92	88	88	90	89	94	93	101	101	45	45
321,858	322,541	332,131	332,131	326,217	326,972	330,440	331,209	335,875	335,875	342,043	342,043
39.4	39.2	40.2	40.2	40.0	39.8	40.4	40.2	40.8	40.8	42.2	42.2
17.0	17.2	18.2	18.2	17.8	17.7	18.2	18.0	18.4	18.4	19.4	19.4
125	125	137	137	137	137	134	134	127	127	21	21
403,523	403,523	398,011	398,011	396,692	396,692	400,089	400,089	406,209	406,209	418,700	418,700
38.7	38.7	38.5	38.5	38.7	38.7	39.1	39.1	39.7	39.7	40.3	40.3
15.0	15.0	14.5	14.5	14.5	14.5	15.0	15.0	15.8	15.8	16.6	16.6
123	123	124	124	124	124	121	121	124	124	28	28
320,793	320,793	322,190	322,190	319,447	319,447	329,177	329,177	331,006	331,006	339,560	339,560
37.6	37.6	37.7	37.7	37.3	37.3	38.3	38.3	38.8	38.8	40.1	40.1
15.5	15.5	15.6	15.6	15.2	15.2	16.2	16.2	16.7	16.7	18.2	18.2
606	605	605	604	612	610	614	611	639	637	172	170
298,429	298,481	301,475	301,532	298,289	298,392	295,957	296,100	295,649	295,741	324,646	325,336
36.0	36.0	36.6	36.5	36.5	36.4	36.4	36.3	36.5	36.4	41.6	41.4
13.3	13.4	13.7	13.7	13.5	13.5	13.4	13.3	13.4	13.3	17.5	17.2

430	419	414	390	394	370	389	360	383	353	371	352
347,161	349,854	340,711	346,626	340,797	347,037	339,197	346,817	339,436	347,530	345,708	351,197
46.0	45.6	46.3	45.4	46.6	45.7	47.0	45.9	47.6	46.4	47.9	47.2
26.4	26.1	26.8	25.8	27.1	26.1	27.6	26.4	28.0	26.7	28.3	27.6
6	4	5	2	4	2	3	2	3	2	2	2
330,117	372,875	284,480	344,300	297,750	350,900	318,567	355,550	320,633	358,850	362,000	362,000
52.0	48.0	54.0	44.0	53.3	45.0	51.3	46.0	52.3	47.0	48.0	48.0
33.5	29.3	35.4	24.5	33.8	25.5	32.3	26.5	33.3	27.5	28.5	28.5
36	36	37	37	34	33	32	31	25	24	11	11
338,219	338,219	340,930	340,930	338,635	341,485	339,116	342,165	340,869	344,897	339,690	339,690
43.9	43.9	44.6	44.6	45.4	45.0	45.7	45.3	46.6	46.0	45.4	45.4
23.9	23.9	24.7	24.7	25.2	24.8	25.6	25.1	26.8	26.1	25.2	25.2

24,096	24,060	23,789	23,722	23,427	23,342	23,128	23,025	23,016	22,897	22,168	22,073
379,712	379,880	377,546	377,862	375,254	375,649	372,666	373,129	369,205	369,716	369,448	369,867
43.0	43.0	43.0	43.0	43.1	43.1	43.1	43.1	43.1	43.0	43.3	43.3
21.1	21.1	21.1	21.0	21.2	21.1	21.2	21.1	21.1	21.0	21.4	21.3